

# 備中国新見庄をめぐる「国人」——多治部氏と新見氏——

田中修實（就実短期大学教授・就実大学人文科学部兼任講師）  
吉永隆記（立命館大学大学院文学研究科博士後期課程）

## 第一章 多治部師景像の再構築

### はしがき — 備中国新見庄史料小考 —

私たち歴史研究者が日頃から恩恵を受けているものに、諸種の「史料集」がある。歴史学が「史料」を前提としている以上、不可欠のものである。その故にか研究論文には私自身を含めて自己の研究テーマに引き付けた、言ってみれば自己中心的史料利用（「つまみ食い」）がまま見られる。研究利用に際して史料集の刊行目標、目的などが考慮されることはほとんどないように思う。この点、史料集編纂・編集に携わったことのある歴史研究者と、そうでない研究者

とでは史料に対する「思い入れ」の有無やスタンスの違いが見られるように思われるが、そのことは史料利用ひいては研究のあり方にも微妙な陰影を落としているのではないか、と思われる<sup>1</sup>。

自治体史は、言うまでもないことではあるが自治体の置かれた状況によって大きく左右され、様々な成立経緯を経て多くの場合、苦難の末に刊行されて私たちの眼前にある。これらの成果物は、端的に言って第一義的には当該地域住民のためのものである。むろん公刊された以上、その利用は広く供されるべきであり、むしろその方が地域への還流として多くを期待できる。問題は、その利用者に「自治体史料編」の目標・目的・趣旨等が正確に理解され、かつ俗諺に言う「水を飲むときには、井戸を掘った人の労苦を思え」という

教えが認知されているかどうかであり、自己の研究成果を上げることがたとえ直接的ではなくとも、またその判断基準は人によっても異なり一概には言えないにしても、当該地域住民への文化的貢献に資するかどうか、である。<sup>(2)</sup>

自治体史の史料編とは当然目指すところは異なるが、よく知られている竹内理三編集に係る『平安遺文』『鎌倉遺文』などがデジタル化され、簡単に検索ができるようになったのは研究上の大きな進歩であろうが、便利になればなるほど私たち史料利用者は「井戸を掘った人」を忘れてはならない。

備中国新見庄関係の史料は、周知の東寺百合文書を中心とした膨大な史料群である。早い時期の翻刻としては、瀬戸内海総合研究会によって『備中国新見庄史料』が刊行されていた。<sup>(4)</sup>しかしこの史料集は、戦後間もない未だ学問的・文化的環境の十分整っていない世相慌ただしき時期のもので、史料の錯綜や誤読が指摘されていた。

『岡山県史』の編纂事業は、一九七八年（昭和五三）四月から着手され一九九一年（平成三）三月で最終するが、資料編の一冊に岡山県史編纂委員会編『岡山県史 第二十卷 家わけ史料』（岡山県、一九八五年）がある。この巻の内容は「東寺百合文書」のうちの備中国新見庄史料がほとんどであって、今日の新見庄研究ではその史料集の価値が認められて大いに利用されており、「家わけ史料」の当初の意図に反して思わぬ「怪我の功名」となっている。<sup>(5)</sup>

研究者にとっていかに便利な史料集であっても、やはり岡山県の

自治体史の一環として編集された資料編の一冊であることを想起（「井戸を掘った人の労苦を思え」すべきであろう。そのことがたとえ直接的ではなくとも、ひいては背後に在る地域住民の姿を思い描くことのできる、血の通った歴史学の構築に裨益することになるのである。

#### 一 新見庄研究史の中の多治部氏

莊園研究において備中国新見庄はその史料の豊富さによって特別の位置を占め、新見庄独自で研究史が書けるほどである。一九七〇年代に佐藤和彦氏は、研究史ではないが新見庄研究論文を内容別に分類して整理した。<sup>(6)</sup>

新見庄に関する古典的研究は、何と言っても杉山博氏の研究であろう。『庄園解体過程の研究』の第三編は「備中国新見庄の研究」（二三七～二四〇頁）で、章立ては「一 新見庄の伝領と支配」「二 備中の土一揆」「三 新見庄における商業」である。これらはいずれも、その後の新見庄を主題とした研究の出発点となるものであった。

「一 新見庄の伝領と支配」は七節仕立てで、次の通りである。

- 1 伝領と支配の研究について
- 2 最勝光院領新見庄
- 3 領家職をめぐる小槻家と東寺

- 4 新見庄における守護領国制の展開
- 5 新見庄における守護領国制の挫折
- 6 新見庄における庄園体制の終滅
- 7 新見庄における封建制の成立

新見庄の成立から終滅に至る過程と、各時期の支配構造が通観できる構成となっている。このうち多治部氏については、まとまって六節冒頭に「A 多治部氏による領家方支配」(一七八〜一八一頁)として書かれている。六節が庄園体制の終滅についての叙述なので、時期的には戦国期になる。文明三年(一四七一)から同一〇年(一四七八)に至る七年間「伊勢彈正方代官」名目による新見庄領家方支配と、引き続き新見氏とともに在地の名主・百姓を把握して領主化の道を歩むという内容であり、多治部備中守・同藏人助・同雅楽二郎の名が見られる。

それ以前南北朝期の多治部氏についての記述は、  
 「在地では、多治部備中入道々元(応安三年)・多治部備中守師景(応安五年)・多治部少輔次郎(明德二年)や、彼らの若党福本小三郎・宮田三郎左衛門尉(明德二年)などの領家方家乱入・所務違乱がくりかえされた。」(一四八頁)

「新見庄では、この年(一三九二)六月、山名と関係の深い多治部少輔次郎が、さかんに違乱押領をはじめた。」(一五二頁)

「明德二年(一三九二)、守護細川満之の downward にもかわらず、新見庄では、翌明德三年(一三九三)も、翌々明德四年(一三九三)

も、隣郷の土豪多治部氏の領家職押領がくりかえされた。多治部次郎四郎は、新見庄内に要害を構えて、濫妨をほしのままにしていた。」(一五三頁)  
 などである。

これらの研究を受けて、「明德の乱における山名氏の敗北は、新見庄にも反映し、山名氏―多治部氏―三職という支配組織は、乱後に、細川氏―安富氏―三職という組織へと変化する」と指摘された。<sup>(8)</sup>

このように新見庄研究にあつて多治部氏は、新見氏とともに中世後期(南北朝―戦国期)における国人領主制の確立過程の中に位置づけられてきた。『岡山県史 家わけ史料』の刊行後、いち早く専論として多治部氏を取り上げられるが、東寺にとつて一押領者である国人多治部氏が、奉公衆⇨御番衆として守護支配とは異なった国人領主への道を歩むことを史料的に確認したものであった。

『岡山県史 家わけ史料』刊行後、最も同書を活用したのは辰田芳雄氏であり、<sup>(10)</sup>現在も豊富な史料を存分に活用して詳細にわたる論稿を生み続けているが、基本的には杉山氏の研究を出発点として、その後の研究(史料・学説)の進展を加味した延長上にあるといつてよい。

このように概略的に研究史を振り返って多治部氏に関する記述を見て不思議なことは、多治部氏の出自に言及したものがほとんどないことである。わずかに上林氏が『源平盛衰記』に見える「多治部太郎」をあげ、「多治部氏の出自について、明確な史料の裏づけは

ないが、南北朝期には、すでに新見周辺に勢力を伸ばしていたものと思われる。<sup>(11)</sup>と触れているのみである。

私も多治部師景の官途「備中守」に着目した研究の中で、彼を「身分は備中国人で伯耆国守護山名氏の被官侍（後には幕府方につく）、官は備中守（南朝任官カ）であり、職は多治部郷郷司職か名主職であろう。」<sup>(12)</sup>と規定したが、多治部郷郷司職か名主職というのは多治部の名字と「国人」にこだわった推定であった。この推定をここで一端白紙に戻して、多治部師景について次に再考してみたい。

## 二 多治部備中守師景の人物像

すでに拙稿でも触れたことであるが、師景の新見庄領家職押妨に關する東寺雜掌の幕府への訴えと、幕府・守護などの対応の史料（東寺百合文書）は、貞治三年（一二三四）から永和元年（一二七五）までの一二年間、一八点見られる。このうち貞治三年から応安元年までの一〇点と応安五年の二点が「多治部備中守師景」、応安二年から同三年までの四点と応安六年から永和元年までの二点が「多治部備中前司入道道元」であるが、官途の現任・前任、実名・法名の呼称が年代的に錯綜しているのは、内乱期の情報の混乱が原因であろうとした。

東寺百合文書はいうまでもなく新見庄の莊園領主東寺に伝存する文書であり、多治部師景の行為を「押領」「押妨」「濫妨」「違乱」

と決めつけるのは当然とも言える。問題はこれらの史料に立脚した国人領主制確立過程の歴史認識が、いかに注意深く史料解釈を施したとしても、東寺や幕府の価値基準に基づく判断の影を落としてはいかんという危惧である。

ここでは彼の人物像の輪郭に迫る意味で、東寺百合文書から離れて『太平記』の描く多治部師景を見ておきたい。よく知られているように、『太平記』には備作地域の国人が数多く登場する。備中国の国人動向の中で多治部氏がどのような動きをするのか、古文書の伝える多治部氏像を補完し更に豊かにしてくれるはずである。

『太平記』の備中国人に関わる記述を抜粋しておく。<sup>(13)</sup>

○卷第七「船上合戦事」（元弘三年閏二月、後醍醐方）

「主上隠岐国ヨリ還幸成テ、船上ニ御座有ト聞ヘシカバ、国々ノ兵共ノ馳參ル事引モ不切。……備中ニ新見・成合・那須・三村・小坂・河村・庄・真壁」

○卷第十四「諸国朝敵蜂起事」（建武政権下、建武二年十一月、反建武政権）

「彼（備中）国ノ目代先手勢計ヲ以テ合戦致ト雖モ、國中ノ勢催促ニ随ハズ。無勢ナルニ依テ引退ク刻、朝敵勝ニ乗シ間、目代ガ勢數百人討死シ畢。其翌日ニ小坂・川村・庄・真壁・陶山・成合・那須・市川以下、悉ク朝敵ニ馳加ル間、程ナク其勢三千余騎ニ及ベリ。」

○卷第十六「西国蜂起官軍進発事」（建武政権下、建武三年三月、

尊氏東上、尊氏党)

「備中二八、庄・真壁・陶山・成合・新見・多地部ノ者共、勢山ヲ切塞デ、鳥毛翔ラス様ニ構ヘタリ。」

○卷第三十八「諸国宮方蜂起事付越中軍事」(正平十七・康安二年六月、南党山名方)

「山陽道二八回(康安二)年六月三日ニ、山名伊豆守時氏五千余騎ニテ、伯耆ヨリ美作ノ院庄ヘ打越テ国々ヘ勢ヲ差分ツ。先一方ヘハ、時氏子息左衛門佐師義ヲ大将ニテ、二千余騎、備前・備中兩國ヘ発向ス。……一勢ハ多治目備中守、榑崎ヲ侍大将ニテ、千余騎備中ノ新見ヘ打出タルニ、秋庭三郎多年拵スマシテ、水毛兵糧モ卓散ナル松山ノ城ヘ、多治目・榑崎ヲ引入シカバ、当国ノ守護越後守師秀可戦様無シテ、備前ノ徳倉ノ城ヘ引退ク」

多治部氏の動向を『太平記』に随つて見るに、元弘三年(一一三三)閏二月の後醍醐天皇が隠岐国脱出後、船上山に拠つたときには、新見庄の新見氏が馳せ参じているのに対して、その名が見えないことから参加は控えたものであろう。建武政権下の建武二年(一一三五)十一月、「朝敵」に備中国南部の国人はほとんど加わっているが、北部の多治部氏や新見氏は加わっていないようである。翌延元元・建武三年(一一三三・三六)の足利尊氏東上に際しての迎撃のための新田義貞下向には、「西国蜂起」(尊氏方)に加わつて新見氏とともに多治部氏の名が初めて登場する。元弘以来の様子見に決断したのであ

らう。

しかし、その後の南北朝分裂(一一三三・三六)、観応の擾乱(一一三五〇(五二))とうち続く内乱と政局の混乱は、多治部氏ら国人に極めて厳しい選択を迫つた。正平十七・康安二年(一一三六二)六月、自ら拠点とする備中国北部に大きな動きがあつた。南党山名時氏子息師義の侍大将として同じ備中国人の榑崎・秋庭とともに、多治目(部)備中守が備中国を席捲する。この時すでに「備中守」に任官しているのは南朝からのものであろうし、実名の師景は山名師義から偏諱を賜つたものかも知れない。翌年には山名時氏は幕府に帰伏するが、時氏幕府帰伏の翌年に当たるのがまさに師景が新見庄「押妨」を開始する年、正平十九・貞治三年(一一三六四)に当たる。これ以後、一二年間にわたつて多治部師景による不断の新見庄「押領」「押妨」が続くのである。うち続く戦乱、転変する政局の混乱を見て、荘園領主の東寺はもろんのこと頼つていた山名などの守護も、まつたく信を置くに足らないものと映じ、自ら在地に確固たる領主としての基盤を築く以外に道はないと考えたのであろう。

### 三 ふたりの師景―多治部師景と雅楽師景―

<sup>(15)</sup>ここに、多治部師景と実名を同じくする雅楽師景という人物がい

「有藤氏男雅楽師景。領於近境。尊師標致数来問道。於備中多氣

莊長岡山。権輿精舎。懇請師使為開山。嘉其志出居茲。未幾師景殞身戎陳。景父備前太守雅樂景貞不堪悲哀之情。益弘基址。曰此貞德寺。募于本志。助彼冥福。」

「蓋師之檀越景貞高菴之俗弟。」

「欲鼎新於貞德之仏殿。景貞之雅樂前三州守及諸族之檀越。以尺礼懇請。師又応于其迫。不久畢工矣。」<sup>(16)</sup>

「永源寂室元光禪師法嗣

豆州臨濟寺松嶺道秀禪師。姓藤氏。武州河越県人。母平氏。(中略)有藤師景。数来問法。親貞德寺於備中。延為開山祖。居久付上足空極。往永源省觀寂室。室付法語印証焉。師返備之仏原山。卓菴而居。」<sup>(17)</sup>

引用文献の註(16)「松嶺秀禪師行狀」(證羊集)は、伊豆林際寺に伝わる松嶺道秀禪師の伝記(松嶺高弟東谷東震撰、元竺三編集)で、引用文献註(17)「延宝伝灯録」に寂室元光の法嗣として載せられている。松嶺は寂室元光の門下で高弟のひとりとされている人物であるが、この高僧伝記に登場する「雅樂師景」こそ、多治部師景にほかならないのである。<sup>(18)</sup>雅樂師景の事蹟を、松嶺道秀の伝記である「證羊集」の中で読み取る前に、この高僧伝に記されている松嶺道秀の略歴を記しておく。<sup>(19)</sup>

松嶺道秀(一三三〇～一四一七)は、鎌倉時代末期の元徳二年(一三三〇)武蔵国川越に生まれた。安藤(藤原)氏の出自で、父は天台僧尊嚴といい、母は平氏であった。七歳で出家の志を抱

き、十二歳で伊豆国に赴き侍童となる。十四歳で落髮し、元からの渡来僧で鎌倉建長寺の竺仙梵僊(一二九二～一三四八)に愛される。十六歳で比叡山に登り受戒、天竜寺の無窓疎石(一二七五～一三五一)のもとに学ぶ。のち関東に帰り鎌倉浄妙寺実翁聰秀、常陸国法雲寺復菴宗己に参じる。この間、入元の志を抱くが、聰秀から元朝の禅林衰退を理由に入元を止められ、代わりに聰秀の心の友として入元歴のある寂室元光(一二九〇～一三六七)を紹介される。二十二歳の時に備前国慈広寺に居る寂室を訪れ入門を乞うが許されず、備中国に赴き高菴芝丘(？～一四〇一)に参じる。この間も因幡国の洞窟で修行する寂室を訪ねて身の回りの世話をした。その後、建長寺に在る実翁聰秀のもとに帰るが、寂室の生き方との齟齬を感じ、建長寺に留まることを強く求められたが再び西国へと旅立ち、備後国鏡山に牛欄庵を営んで寓居した。

松嶺が備後国で寓居しているときに、雅樂師景がしばしば訪れて心服し、備中国貞徳寺の開山を請われるのだが、師景の側からは後述する。開山となった貞徳寺を弟子に譲り、寂室の居る近江国永源寺をしばしば訪れ、近江国と備中国を行き来していたが、備中国神代に庵を立てて隠居した。

のち関東管領上杉憲方(一三三五～九四)に招かれて鎌倉に赴き、禅興寺の住持に推挙されるが就かず、伊豆国河津に林際庵を営む。寂室の三回忌を永源寺に営み、同じく十三回忌を機に永源寺に住し、火災にあった貞徳寺を再建したりした。上杉憲方の子憲定や足利義

持（一三八六〜一四二八）の帰依を受けるが、一貫して清貧を貫いて最後は林際寺に帰り、応永二十四年（一四一七）二月十四日、門弟等の遺囑の求めにも応ぜず、眠るがごとき八十八歳の天寿を全うした。二十二歳の若き日に寂室元光を訪うて後、松嶺道秀は寂室を生涯の師として慕い続け、自らも師の如くに生き抜いた。

松嶺道秀の生涯には多くの出会いがあったが、寂室元光の存在は実に大きく、高菴芝丘との交わりも欠かせない。これら著名な禅僧の輪の広がり背後に、禅の教えに共感する武人の姿が見え隠れする。それが雅楽師景や父景貞であり、のちには関東管領上杉憲方とその子憲定、室町幕府將軍足利義持等である。

さてここで冒頭引用の雅楽師景と父景貞に言及しよう。「證羊集」は松嶺道秀の伝記なので、師景について伝えるところは最小限だが、東寺百合文書や『太平記』にはない貴重な情報が盛り込まれている。雅楽師景と松嶺道秀の出会い、いつ頃のことであろうか。正確な年代を伝記から知ることはできないが、師景が松嶺と接触するのは「證羊集」の記述に従えば、備後国に牛欄庵を営んでいる頃である。松嶺二十二歳すなわち観応二年（一三五二）に備前国にいる寂室を訪うて以後の動静から年代を推定するしかないが、寂室の許を辞去してのちは次のようである。

○備中国の高菴芝丘に参じる。

○因幡国で修行中の寂室元光の世話をする（この時の炉辺夜話の際に、大悟する）。

○鎌倉建長寺実翁聰秀の許へ帰る。

○留まることを強く求められるが建長寺を去り、備後国に到り牛欄庵を営む。

この間は事蹟の記述のみで、年齢や年代の記載がない。備後国牛欄庵常住後の、近江国と備中・備後国との往来記事から推して、寂室元光永源寺開山（康安元・一三六一）以前の時期にあたると思えてよい。したがって、右にあげた記事は観応二年（一三五二）から延文五年（一三六〇）頃までの、およそ一〇年間の事蹟であろう。雅楽師景と松嶺道秀との出会いは、ひとまず延文年間（一三五六〜六一）頃と推定しておく。

つぎに、雅楽師景とその父景貞に関する冒頭「證羊集」引用記事の大意を記す。

「藤原を姓とする雅楽師景という男が、（備後国鏡山の）近境<sup>20</sup>を領していたが、松嶺を慕ってたびたび牛欄庵を訪れて仏道について学んでいた。（師景は）備中国多氣庄長岡山に寺院を建立し始めたが、松嶺を開山として懇請した<sup>21</sup>。その志を愛でたため松嶺は牛欄庵を出て長岡山の寺院に住まいしていたが、幾許ならずして師景は戦陣に歿してしまった<sup>22</sup>。師景の父雅楽備前守景貞は悲哀の情に堪えず、息子の意を汲んでますます寺院を盛んにした。これを貞徳寺という。誠の志あるものを募って師景の冥福を祈った。」

「松嶺の檀越（有力な檀那）である雅楽景貞は、高菴芝丘の俗人の弟である。」

「貞徳寺の仏殿を鼎新しようと雅楽前三州守景貞は有力氏族の檀越に呼びかけ、永源寺にいる松嶺に協力を懇請した。松嶺はそれに大いに応えて、仏殿は早く完成した。」

ここからは、東寺百合文書や『太平記』の記事からは想像できない師景の姿が浮かび上がってくる。東寺百合文書に見る東寺や幕府のいう「押領人」のふてぶてしさ、『太平記』に見る激動する政治動向の中での武将としての果敢な軍事行動、そのいずれとも異なった仏道を虚心に学んで功德を積もうとする真摯な檀越の姿である。このことを、単純に使用する史料（文献）の性格の違いにのみ矮小化してはならない。これらのいずれもが、雅楽（多治部）師景の持つ多面的側面なのである。

「證羊集」はまた貴重な情報を伝える。それは雅楽（多治部）師景と高菴芝丘とは甥・伯父の關係にあるということである。高菴芝丘は、初め備中国宝福寺に住し、さらに同国神代の神応寺を開き、のちに東福寺四十二世となる高僧であるが、姓は雅楽氏、備後国の人と伝える。<sup>(24)</sup>

多治部師景と東福寺の長老との關係は、東寺百合文書によっても知られている。

「貞治年中（義行）沙河武州、（備後）兩國備中管領、下向之時、令隨從、向彼堺之刻、山名右衛門佐入道、当庄東西、号一円拝領、擬掠取、遵行、其時当方又持向領家職御教書、与彼代官、於守護所参会之間、地頭領家各別之儀、令露頭、当方預遵行了、依之、自備後越備中、对多治部備

多治部師父、廻秘計、即依長老之教訓、多治部致甘貫沙汰了、其後者、東福寺長老、毎年十貫相続之、多年沙汰了、<sup>(25)</sup>

「證羊集」の伝える雅楽（多治部）師景の伯父高菴芝丘が、「給主某」の言う「多治部僧」（多治部師父・東福寺長老）であると見て間違いない。<sup>(26)</sup> 貞治年中（一三六二〜六八）といえば、多治部備中守師景が『太平記』に登場し、新見庄に対して「押妨」を繰り返す頃である。伯父高菴芝丘を師として父のように敬愛していたであろう師景は、同じく高菴を師とする松嶺道秀へも傾倒していったであろうことが推察される。

多治部（雅楽）師景の新見庄に対する行動原理（東寺や幕府の言う「押領・押妨・濫妨・違乱」）は国人領主制確立を基軸に考えられてきたが、私はそれに彼の受領名官途（備中守）を正統性觀念として加味した。しかし、彼は「備中前司入道道元」になってからも「押妨」は止めることはなかった。彼のこの揺るぎない行動を理解するには、国人が領主制を確立するための「悪党」的行為であったとしたり、隣国の有力守護山名氏を頼つての勢力拡大とするだけでは不十分で、高僧（高菴芝丘・松嶺道秀）の縁者・檀越、禪に傾注する熱心な求道者の側面による地域（名主・百姓）の信望がなければ果たせないことも考えられる。<sup>(27)</sup> 憶測になるが、彼の法名道元は道秀から一字を授かったものかも知れない。



#### 四 雅楽氏をめぐる

鎌倉時代、備中国に雅楽氏が在国していたことはすでに知られていた。弘安六年（一二八三）と同八年（一二八五）の三聖寺文書<sup>28</sup>に「雅楽左衛門三郎入道」が備中国において活動していることを藤井駿氏が紹介しておられ、この人物は東福寺文書に見える「うたの左衛門三郎<sup>29</sup>」と同人であろうと推定し、備中国守護代であろうとされた。「うたの左衛門三郎」に自筆の書状を遺わした北条時茂は、鎌倉幕府六代執権長時の弟で、康元元年（一二五六）から文永七年（一二七〇）まで六波羅探題だった。

南北朝時代文和元年（一二五二）に、備中国河辺郷一分地頭職として雅楽太郎左衛門以秀の名が見える<sup>31</sup>。それ以後雅楽氏に関する史料が見えないことから、かつて私も「庄氏に比べて雅楽氏の備中における活動は不明な点が多い。あるいは土着しなかったのかも知れない。」<sup>32</sup>としていたが、芝村哲三氏の質問（教示）によって前節引用「證羊集」の「雅楽師景」を知ったのである。多治部師景と雅楽師景が同一人であるとした理由は、①活動の時期と地域が同一であること、②戦国時代の多治部氏に、「雅楽多治部」「多治部雅楽」の複姓が見えること、などである。

ところで、雅楽の氏は雅楽寮の官途（雅楽頭・雅楽助・雅楽允）に由来している<sup>33</sup>。「鎌倉遺文フルテキストデータベース」で「雅楽」を検索してもヒットせず、「うたの」では人名としては先の「うた

の左衛門三郎」（文永七年）と「うたの三郎」（嘉元四年カ四月十九日）のみである。「大日本史料総合データベース」検索（雅楽）によって官名を除き、推定を含めて氏として得られた結果は次の通りであった。

○「雅楽左衛門尉」（第五編之十八） ○「雅楽左衛門尉時景」（第五編之二十） ○「雅楽左近将監信重」（第六編之一） ○「雅楽将監入道道光」（第六編之二） ○「雅楽左衛門入道」（第六編之三） ○「雅楽民部大夫」（第六編之四） ○「雅楽将曹景茂」「雅楽将監茂政」「雅楽将監則秋」（第六編之九） ○「雅楽左近将監」（第六編之十六） ○「雅楽以秀」（第六編之十七） ○「雅楽道喜」（第六編之九〇七冊） ○「雅楽左近入道」（第六編之四十六）

南北朝時代の雅楽（多治部）師景と父景貞、さらに鎌倉時代（弘安六年（一二八三）・同八年（一二八五）の雅楽左衛門三郎入道の系譜を遡れそうな人物には、官途が左衛門尉で実名の「景」を通字とするならば、雅楽左衛門尉時景（寛元四年（一二四六））がいる。参考までに、雅楽時景の『吾妻鏡』の記事を一例掲げる。

（寛元四年八月）十六日 壬寅 同馬場の儀なり。流鏑馬十六騎、馬を揚げをはんぬ。しかるに射手一人にはかに霍乱の気ありて障りを申し、すでに神事違例に及ぶ。よつて御棧敷において御沙汰ありて、雅楽左衛門尉時景をもつて御使となし、この射手を勤むべきの旨、駿河式部大夫家村に仰せらる。時景、家村が前に蹲居して仰せ

を伝ふ。(下略)<sup>(34)</sup>

もし仮にこの雅楽左衛門尉時景が、雅楽師景・景貞や雅楽左衛門三郎入道を遡って族的関係があるとするならば、雅楽氏は鎌倉幕府の有力吏僚とすることができる。推定を重ねるようだが、鎌倉期における雅楽氏の幕府有力吏僚としての地位と備中国守護代としての働きは、動乱の南北朝期を在地にあつて存分に活動せしめるに十分な身分・家格・官職履歴を有している。

では、雅楽師景と多治部師景となぜ氏・名字の呼称が異なるのか。一言で言えば文献・史料の性格の違いである。先にも触れたが、「雅楽」は治部省雅楽寮の官職（雅楽頭・雅楽助・雅楽允）に由来し、「多治部」は所領・根拠地の所在（備中国多治部郷）を示す。

推測をも含めざるを得ないが要約するならば、鎌倉期幕府吏僚の藤原姓雅楽氏（雅楽左衛門尉時景）の一族は、守護代として備中国に赴任し（雅楽左衛門三郎入道）、土着して南北朝の内乱期には備前・備中・備後国を活動の舞台として広げ、備前守（雅楽景貞）・備中守（雅楽師景）などの官途を得る。雅楽備中守師景はその受領名官途による国司権限をもつて備中国北部の国衙政所所在地多治部郷を本拠とし、<sup>(35)</sup>東寺・幕府からは多治部備中守師景と名指しされる。自立した領主制を指向する備中守師景に対し、不利益を被る莊園領主東寺や幕府側が、正式に任官して由緒を持ち鎌倉幕府吏僚の経歴を有する格式ある家名「雅楽」を忌避し、新見庄の現地にあつて繰り返し「押

領・押妨・濫妨・違乱」を働く隣郷多治部郷の国人にふさわしい名字「多治部」を、都（京都）から見て多少地域差別的な意味合い（鄙）も込めて呼名に選ぶであろうことは、その心証からして至極当然なことである。<sup>(36)</sup>

「證羊集」に限らず高僧伝などが、本姓や官途に由来する家・氏などで記述するのは、血縁・氏族・家格・由緒・資質を重視し、禅林の精神性の高さを誇ろうとする姿勢が現れている。雅楽景貞・師景父子は高僧（松嶺道秀）に深く帰依する檀越であり、高菴芝丘の弟甥という濃い血縁関係にある縁者として書かれているのである。このようにその氏・名字を誰がどのような意図を込めて呼ぶのか、ということ史料・文献解釈の中で斟酌しなければならぬ。

先に多治部師景と雅楽師景が同一人であるとした理由の一つを、戦国時代の多治部氏に雅楽多治部次郎の名が見えることを挙げたが、姓（氏）と家・名字とを連称するいわゆる複姓としての「雅楽多治部」である。多治部師景の場合、姓（氏）は藤原、家は雅楽（官名由来）、名字は多治部（地名由来）ということになる。<sup>(37)</sup>

## 五 多治部太郎と多治部師景との関係、及び師景歿後の多治部氏

右に見たように鎌倉幕府吏僚の雅楽氏が備中国に守護代として赴任し、鎌倉・南北朝期に土着したのが多治部氏だとすると、上林栄一氏があげた『源平盛衰記』に見える「多治部太郎」との関係はど

うなのか。<sup>(38)</sup> 結論的に言うると、多治部太郎と南北朝期国衛領多治部郷を根拠地とした雅楽（多治部）備中守流は、別系統と考えた方が良い。その間の事情は残念ながら史料的には不明と言わざるを得ないが、『姓氏家系大辞典』のいうように多治目・多治部が古代大姓の丹比（タヂヒ）氏の流れだとすると、多治部太郎はこの流れに属する土豪で、源平合戦で平家方に属して没落したであろうことが推測される。ちょうど平家方に与党した新見郷司と、承久の乱後新補地頭として新見庄に入部<sup>(39)</sup>した藤原姓新見氏とが別系であるのと同様の関係にある。

右の仮説に立つても、雅楽左衛門尉時景の祖先を遡及することは史料的に困難を伴う。同様に、多治部備中守師景（備中前司入道道元）歿後の多治部氏の系譜を詳らかにすることも難しいが、史上に現われる雅楽氏・多治部氏・雅楽多治部氏を拾うことはできる。

本章の主題からすれば副次的なものであり、悉皆的に検索した結果ではないことを断つたうえで、史料上に見られるもののうち氏・家・名字のみで表記されているものを除き、雅楽・多治部の家名・名字と官途・通称・実名・法名が明記されている人名を、例示的に別表（一二頁）及び別図（一三頁）として掲げる。

#### 註

(1) もとよりこのことは推測的印象であって、いちいち具体的データを取ったわけでも究明したわけでもない。私自身は『岡山県史』を初めて

して、岡山県内の自治体史（『鴨方町史』『牛窓町史』『大原町史』『美作町史』『邑久町史』）に多く関わってきたので、史料の収集・編集などを通じて、「史料」の歴史認識上の限界性をその都度味わってきた。よくいわれる「一次史料」の重要性にしても、そのことだけで歴史叙述が十分にできるわけではなく、また豊かな歴史像が描けるわけではないことは自明のことなので、史料集編纂・編集経験の有無は、論文であれ概説であれ自治体史通史であれ、歴史叙述をしていくうえでの思考過程に当然反映されると思う。

(2) 西垣晴次「自治体史編纂の現状と問題点」（『岩波講座 日本通史 別巻2』所収、岩波書店、一九九四年）は、自治体史をめぐる総合的な問題を整理・提示しているが、成果物としての自治体史史料編の利用の仕方・あり方への言及までではない。

なお、岡山県赤磐郡吉井町（現・赤磐市）を対象とした『吉井町史』を中心に、自治体史のあり方などに言及した論稿に、定兼学「自治体史の史料集について―『吉井町史』『田無市史』を読んで―」（『岡山地方史研究』六六号、一九九一年）・『岡山地方史研究』七八号「特集 自治体史を考える」（一九九五年）がある。

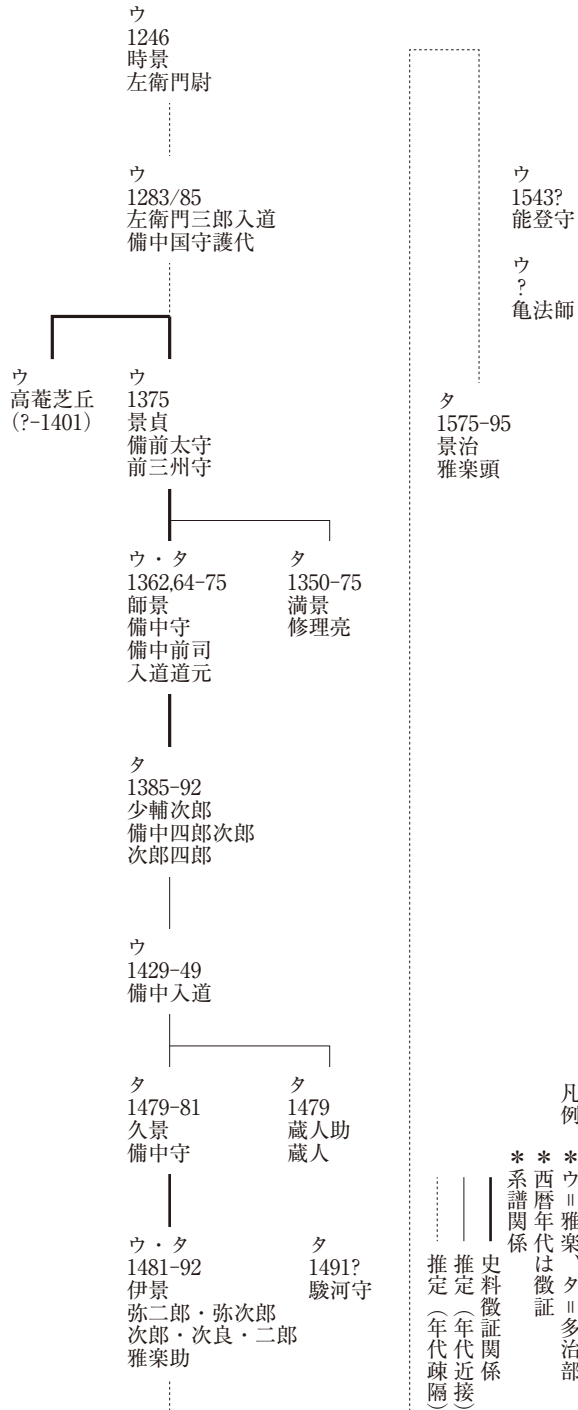
(3) 瀬野精一郎『鎌倉遺文』の研究』（東京堂出版、二〇一一年）は、別の視点からではあるが、「史料集校訂の過誤の及ぼす影響」（同書一七九～一八一頁）について警告を発している。

(4) 瀬戸内海総合研究会編『備中国新見庄史料』（瀬戸内海総合研究会、一九五二年）。のち、復刻（国書刊行会、一九八一年）。

別表 中世後期雅楽・多治部氏一覧（官途・通称の明らかな者）

|   |
|---|
| <p>○多治部修理亮満景<br/>         (永和元年〈1375〉カ) 九月二日「中原師香言上状案」(○壬生文書『大日本史料』第六編之四十四) (40)</p>  |
| <p>①多治部少輔次郎<br/>         至徳二年 (1385) 八月廿五日「室町將軍足利義滿家御教書案」(『図書寮叢刊 九条家文書六』1665 号)<br/>         明徳二年 (1391) 六月日「東寺雜掌頼勝申状案」(『県史家わけ』1091 号)</p> <p>②多治部備中四郎次郎<br/>         明徳元年 (1390) 最勝光院評定引付所引<br/>         明徳元年八月廿八日「室町幕府管領斯波義將書下案」(『県史家わけ』692 号)</p> <p>③多治部次郎四郎<br/>         明徳三年 (1392) 六月八日「室町幕府管領細川頼元書下案」(『県史家わけ』309 号) (41)</p>  |
| <p>○雅楽備中入道<br/>         永享 (1429 ~ 41) 以来御番帳<br/>         文安年中 (1444 ~ 49) 御番帳</p>  |
| <p>○多治部備中守<br/>         文明十一年 (1479) 七月廿四日「室町幕府奉行人連署奉書案」(『県史家わけ』440 号) (42)<br/>         (文明十一年) 七月廿六日「細川之賢書状案」(『県史家わけ』814 号)<br/>         「文明十一年最勝光院方評定引付」七月廿九日条・九月二日条・十二月廿日条 (『県史家わけ』834 号)<br/>         文明十一年十二月三日「室町幕府奉行人連署奉書案」(『県史家わけ』1049 号、1050 号)<br/>         文明十四年 (1482) 七月廿六日「山田具忠書状」(『県史家わけ』279 号)<br/>         文明十五年 (1483) 二月十七日「伊勢貞宗書状案」(『県史家わけ』1058 号)</p> <p>○(多治部* (42)) 備中守<br/>         年欠 (文明十三年〈1481〉カ*) 九月十六日「(安本*) 元貞書状」(『県史家わけ』1068 号)</p> <p>○(多治部備中守*) 久景<br/>         年欠 (文明十三年〈1481〉カ*) 九月十八日「(多治部*) 久景書状」(『県史家わけ』1069 号)</p>   |
| <p>○多治部蔵人<br/>         文明十一年 (1479) 七月廿四日「伊勢貞国書状案」(『県史家わけ』132 号) (43)<br/>         「文明十一年最勝光院方評定引付」七月廿五日条・九月二日条・十二月廿日条 (『県史家わけ』834 号)<br/>         文明十一年八月廿八日「室町幕府奉行人連署奉書案」(『県史家わけ』134 号)</p> <p>○多治部蔵人助<br/>         文明十一年十二月三日「室町幕府奉行人連署奉書案」(『県史家わけ』1048 号)</p>   |
| <p>○(多治部*) 弥二郎 (44)<br/>         年欠 (文明十三年〈1481〉カ*) 九月十六日「(安本*) 元貞書状」(『県史家わけ』1068 号)</p> <p>○多治部弥次郎 (備中守息子)<br/>         文明十四年 (1482) 二月廿日「新見莊山田具忠書状」(『県史家わけ』278 号)<br/>         年欠 (延徳三年〈1491〉カ*) 十二月十一日「忠氏書状」(『県史家わけ』979 号)<br/>         年欠十二月廿五日「妹尾重康書状」(『県史家わけ』三四号)</p> <p>○(備中) 雅楽多治部次郎<br/>         長享元年 (1487) 九月十二日常徳院様江州御動座當時在陣衆着到</p> <p>○多治部雅楽二郎<br/>         「延徳二年 (1490) 最勝光院方評定引付」十一月廿一日条 (『県史家わけ』846 号)</p> <p>○多治部二郎・伊景<br/>         「延徳二年 (1490) 最勝光院方評定引付」十二月十八日条 (『県史家わけ』846 号)</p> <p>○多治部雅楽助<br/>         延徳三年 (1491) 六月日「東寺雜掌申状案」(『県史家わけ』923 号)</p> <p>○雅楽次良<br/>         年欠 (延徳三カ*、明応元カ※ (45)) 十一月十六日「飯尾清房書状案」(『県史家わけ』1144 号)</p> <p>○雅楽次郎<br/>         年欠 (延徳三カ※) 十一月廿八日「細川政元書状案」(『県史家わけ』1004 号)<br/>         延徳四年 (1492) 五月六日「室町幕府奉行人連署奉書案」(『県史家わけ』226 号、227 号、228 号)<br/>         「明応元年 (1492) 最勝光院方評定引付」七月廿日条 (『県史家わけ』848 号)</p> |
| <p>○多治部駿河守 (46)<br/>         年欠 (延徳三年カ*) 十二月三日「某書状」(「忠氏書状」*) (『県史家わけ』1148 号)</p>  |
| <p>○雅楽能登守<br/>         年欠 (天文十二年〈1543〉前後*) 卯月十二日「新見貞経書状」(『県史編年』「竹田家文書」40 号)</p>   |
| <p>○雅楽亀法師<br/>         年欠十一月廿九日「伊勢貞孝書状」(『県史編年』「竹田家文書」44 号)</p>  |
| <p>○多治部雅楽頭景治<br/>         天正三年 (1575) 正月五日 (『備中兵乱記』「卷之上 新見讓葉城落之事附流刑之事」)<br/>         (『中国兵乱記二』「同国三村持の城々明退事」)<br/>         文禄四年 (1595) 三月十五日逝去 (真福寺位牌)</p>   |

別図 雅楽・多治部氏系譜 (推定)



凡例

- \*ウ|| 雅楽、タ|| 多治部
- \*西暦年代は徴証
- \*系譜関係
- 史料徴証関係
- 推定(年代近接)
- 推定(年代疎隔)

(5) すでに拙稿「備中国新見庄史料『竹田家文書』採訪余話」(『吉備地方文化研究』二二号、二〇一一年)でも述べたことであるが、『岡山県史家わけ史料』は書名と収録史料内容とが乖離している。この巻の史料収録方針が決定づけられたのは、一九八一年(昭和五六)十二月二十二日(火)一〇時三〇分〜一四時に開催された「第五回古代中世部会」においてであった。

この時の議事次第は、(1) 室長あいさつ、(2) 経過報告、(3) 通史編第三卷(古代Ⅱ)・第四卷(中世Ⅰ)・第五卷(中世Ⅱ)の刊行計画と執筆準備について、(4) 資料編の編纂方針について、(5) 今後の調査計画について、である。その翌一九八二年四月一日岡山県総務部県史編纂室に赴任して、古代中世部会担当主査として該当巻編纂に関わった者として、次の部会記録報告を「史料」として掲げておく(横書きを縦

書きに、算用数字を漢数字に改めた。

(四) 資料編の編纂方針について

ア 第二〇巻「家わけ史料」について

(ア) 「岡山県古文書集」との関係について

未刊史料を刊行するという基本方針を貫く。「岡山県古文書集」が編年史料に引用されることは認められるが、そのまゝ、「家わけ史料」に転載されてはならない

難波・江見・塚本文書等、所蔵者不明のため、個人では刊行の無理な史料の発刊が望まれる。

(イ) 「家わけ史料」の構成について

次の二案が出、今後の検討を待つこととなった。

A案 「新見庄関係史料」 東寺百合文書・教王護国寺文書（版權の問題あり）中心

B案 ①「新見庄関係史料」 ②「県内・県外の未刊の家わけ史料」

但し、家わけ史料の二冊刊行が許されるかどうか問題である。

また、「新見庄関係史料」を別巻とすることも考えられる。

イ 第一九巻「編年史料」について

収録予定史料 ・ 木簡（平城宮、藤原宮出土約三〇～四〇点）

・ 刊本からの検索史料 ・ 家わけ史料

↓ 史料選択上の問題が大きい。

ウ 事務局への要望

収録予定史料の量的把握をしておくこと。

その後の結果としてA案になり、『岡山県史 第二十巻 家わけ史料』が誕生した。ここではその功罪を論ずる場ではないが、編纂の時期・委員の構成・既存の史料集との関係・予算・調査期間など、諸々の条件の中で総合的に考えられなければならない。

(6) 佐藤和彦「中世備中の農民闘争」(竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制と武家社会』吉川弘文館、一九七八年、所収)

(7) 杉山博『庄園解体過程の研究』(東京大学出版会、一九五九年)

(8) 佐藤和彦『南北朝内乱史論』(東京大学出版会、一九七九年)二八九

頁

(9) 上林栄一「備中国人多治部氏について」(『岡山県史研究』一二号、

一九九〇年)

(10) 辰田芳雄『中世東寺領荘園の支配と構造』(校倉書房、二〇〇三年)。

以下、①「祐清殺害事件新論―備中国新見荘における直務代官祐清の所務の内実―」(『日本史研究』四九二号、二〇〇三年)・②「東寺領備中国新見荘の地域と人物―高瀬・中興、田所金子衡氏―」(『吉備地方文化研究』二五号、二〇〇五年)・③「明応の政変前後の政治動向と新見荘―代官妹尾重康―期について―」(『岡山朝日研究紀要』二八号、二〇〇七年)・④「年貢漆支配状について」(『岡山朝日研究紀要』二九号、二〇〇八年)・⑤「中間地域における戦国期荘園の展開とその意味―東寺領備中国新見荘代官新見国経期を事例に―」(『岡山朝日研究紀要』三〇号、二〇〇九

- 年)・⑥「中間地域における戦国期莊園制の展開(続)―東寺領備中国新見莊代官新見貞経期と三村家親・元親期について―」(『岡山朝日研究紀要』三一号、二〇一〇年)・⑦「応仁の乱後の東寺領備中国新見莊の再興―細川京兆家の莊園請負構想―」(『岡山朝日研究紀要』三二号、二〇一一年)・⑧「備中国新見莊における代官新見国経期の公用京進と商人の活動」(東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版、二〇一一年)
- (11) 上林栄一前掲註(9)論文、五五頁。
- (12) 拙著『日本中世の法と権威』(高科書店、一九九三年)一八〇頁。
- (13) 前掲拙著二〇一〇二二頁、註15
- (14) 「岩波日本古典文学大系本」を使用。
- (15) 芝村哲三『備中竹之莊 貞徳寺物語 名僧伝寂室元光と松嶺道秀』(私家版(吉備人出版制作)、二〇〇九年)。「證羊集」所載の雅楽師景については、芝村哲三氏の電話(二〇〇八年六月十九日)による雅楽氏に関する質問で知った。その後、関係資料を送っていただき、検討の結果芝村氏の同書九一〜九二頁に引用されているように、雅楽師景と多治部師景とが同一人であると結論づけて六月二十九日付け書簡で返書した。本稿はこの芝村氏の問い合わせを契機とする資料提供によって、検討結果を記した私の返書のさらなる論証である。論文執筆の契機を作っていたとき、また資料提供していただいた芝村氏には深甚の謝意を表するものである。
- (16) 「松嶺秀禪師行状」(『統群書類従 伝部』巻第二百四十、統群書類

従完成会『統群書類従 第九輯下』所収)。「大日本史料」第七編之二十七、応永二十四年二月十四日条に「證羊集」○伊豆林際寺所藏として所載。以下、文献名は「證羊集」とする。

(17) 「延宝伝灯録」(『同前』)

(18) 雅楽師景と多治部師景が同一人であることは本文で詳述するが、活動時期と活動地域が同一であることと、戦国時代の多治部氏に複姓の「雅楽多治部」次郎の名が見えることなどである。

(19) 前掲註(16)「證羊集」による。

(20) 多治部師景の本拠とする備中国多治部郷であろう。

(21) この引用文末(「助彼冥福」)に続いて、松嶺が備中国貞徳寺から近江国永源寺にいる寂室をしばしば訪れ、師の寂室を貞徳寺の「勸請開山」として依頼したが、寂室はこれを断り、松嶺を「貞徳秀長老」と呼んだという話を載せている。

(22) 雅楽(多治部)師景の正確な歿年は明らかでないが、彼に関する史料の終見永和元年(一三七五)四月以降、同二年前後か、と推定した(芝村氏宛返書、前掲註(10)芝村哲三著書九二頁)。「新見市史 通史編 上巻」(新見市、一九九三年)は、永和元年から至徳元年(一三八四)までの一〇年間に多治部氏に関する史料が欠如しており、至徳二年(一三八五)八月に多治部少輔次郎が見えることから(『九条家文書』一六六五号・一六六六号)、この間に師景が死去したであろうとしている(三四七頁下段〜八頁上段)。

(23) 雅楽(多治部)師景の父雅楽景貞の官途は師景陣歿時に備前守とある

のが、ここでは「前三州守」とある。おそらく「三州」は三河ではなく、備前・備中・備後三国（三州）の前司の意であろう。そのように解すると、備前守のほか以前に備中守や備後守を歴任したことになり、次註の景貞の兄高菴芝丘が備後の人で備中国神応寺開山というのも領けるし、子息師景の官途備中守も任官由来が明確になる。

(24) 『東福寺誌』 応永九年十月五日条

(25) 明德二年「新見莊給主某申状案」（『県史家わけ』一〇九三号）

(26) 『新見市史』（新見市、一九六五年〈松尾惣太郎執筆〉）は、「貞治年中、守護渋谷義行は備中・備後管領のために下向した時、備後から備中に越し、新見において多治部の僧（多治部の甥・父東福寺長老）に対し秘計を廻らし、長老から二十貫文出し、その後は年十貫文を東寺に納入するよう計らったらしい。」（五二頁）と記述している。これは、前掲註（4）『備中国新見庄史料』の「明德二年間事評議条々」（一一九号）の「対多治部僧（多治部甥・父東福寺長老）」に拠ったものである。写真版によって確認すると「甥」よりは、「岡山県史 家わけ」の翻刻のごとく「師」と読めるのでこのように解しておく。

(27) 雅楽（多治部）師景に最も近い関係にある高菴芝丘・松嶺道秀だけでなく、取り巻く高僧に寂室元光・靈仲禅英（一一三〇～一四〇七、美作国出身）がおり、備中地域における関係寺院も宝福寺・神応寺・頼久寺・貞徳寺（廃寺）などがある。なお、靈仲禅英に関しては、佐々木陵西『靈仲禅英和尚』（龍吟山曹源寺、二〇〇九年）がある。

(28) 弘安六年八月十四日「六波羅御教書」・弘安六年十二月八日「六波羅

御教書」・弘安八年四月十一日「六波羅御教書」（『鴨方町史 史料編』山城国三聖寺文書三号・四号・五号）。弘安六年のものは、『岡山県史 編年史料』一一八一号・一一八二号として所収。

(29) 年末詳六月廿八日「北条時茂自筆書状」（『東福寺文書之二』三三六七号）

(30) 藤井駿「三聖寺と備中国小坂荘」（『岡山大学法文学部学術紀要』一九号、一九六四年、のち『吉備地方史の研究』法蔵館、一九七一年所収）。なお、福田豊彦監修「新訂増補国史大系本 吾妻鏡・玉葉データベース CD・ROM版」（吉川弘文館）による検索（「雅楽」）によると、名

は正連、氏は長で、人物属性として雅楽左衛門（弘長元年〈文応二年・一二六一〉正月一日）・左衛門三郎（弘長三年〈一二六三〉八月十五日）がいる。前掲註（29）とはほぼ同年代、前掲註（28）三聖寺文書とはおよそ二〇年の隔たりがあるが、同一人物の可能性が高い。ただ、師景のように雅楽（多治部）氏の通字を「景」とするならば、遠祖の可能性のある時景と違い正連を実名とする雅楽左衛門三郎（のちに入道）は、同族の可能性はあるが別系としたほうがよいかも知れない。いずれにせよ類推なので、断定はできない。

(31) 文和元年十月七日「室町幕府引付頭人沙弥某奉書」（『県史編年』一四七一号）

(32) 拙著「余滴 中世の吉備」（吉備人出版、二〇〇一年）六六頁。

(33) 太田亮編『姓氏家系大辞典 第一卷』「雅楽」の項に、「雅楽寮の官人に任命されし人の後裔が先祖の官名を称号とせしなり。」とする。

(34) 『吾妻鏡』寛元四年八月十六日条（全訳 吾妻鏡 第四卷）新人物往



来社、一九七七年、四四六頁)

(35) 備中守は備中国とりわけ国衙領に対しては、正当な吏務(支配)権限を有する。

(36) 南北朝期には荘園領主や幕府が、いわば敵方に属する南朝方雅楽(多治部)氏を多く「多治部」の呼称で呼んでも、室町・戦国期には奉公衆となる多治部氏の由緒を無視し得ず、複姓の「多治部雅楽」「雅楽多治部」で呼ばざるを得なくなるのではなからうか。

(37) 前掲註(30) 藤井論文の推定のごとく、「雅楽左衛門三郎入道」を北条氏の一族とすると平姓になるので成立しがたい。また「多治部雅楽」というときの雅楽は官途の可能性もあるが、複姓も考えられる。

(38) 『源平盛衰記』には、「平家年来の伺候の人、伊賀、伊勢、近国に死に残りたる輩、北陸、南海より拔々に来り着きければ、云ふに及ばず、山陽、山陰、四国、九国に宗と聞ゆる者共、阿波民部大輔成良が口状を以て、安芸守基盛の息男左馬頭行盛執筆として、交名記して催されたり、先ず播磨国には津田四郎高基、美作には江見入道、豊田権頭、備前には難波次郎経遠、同三郎経房、備中には石賀入道、多治部太郎、新見郷司、備後国には奴賀入道、伯耆国には小鴨介基康、村尾海六、日野郡司義行、(下略)」(卷第三十六「一谷城構の事」『源平盛衰記 下』(早稲田大学編輯部編『通俗日本全史』所収、早稲田大学出版部、一九一四年)とある。なお、『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社、一九九四年)は、多治部太郎と南北朝期以降の多治部氏を同族とする(たじべの たらう 多治部太郎)の項。

(39) 室町時代文正文元年(二四六六)の文書ではあるが、「備中国新見庄地頭職事者、為承久勲功之賞、先祖治部丞資満貞応元年令拝領以来、譜代知行無相違之処」(文正文元年九月日「新見賢直言上状案」『県史編年』所収「竹田家文書」六号)とある。

(40) 修理亮満景は東寺百台文書には登場せず、多治部郷の隣保永富保の「押妨」者として壬生文書に見られる。「親応以来多知部修理亮満景押妨、既及廿余年候」という文言から、親応年間(二三五〇〜五二)から永富保を「押妨」しており、備中守師景とほぼ同時期に当たる。同族であることは間違いないが、師景の兄弟か子かは不明である。仮に推定系図の通り師景の兄弟としておく。本註以下、別表の註である。

(41) この三名は同一人(備中守師景子息)と考えられる。まず①「少輔次郎」は至徳二年(二三八五)には室町將軍家がそう呼んでいるので、治部少輔なり民部少輔なりに正式任官していると見られる。なお、この文書は多治部少輔次郎と真壁信濃守景康が、東福寺領備中国上原郷地頭・領家職半済を勝手に取り続けていることに対する停止命令である。少輔次郎は備中国北部のみならず南部においても勢威を張っていた。その六年後、明德二年(二三九二)の文書は東寺雑掌の申状ではあるが、敵方とはいえ任官している者は官途で呼ばざるを得なかった。②「備中四郎次郎」は父師景の官途備中守を世襲的に通称として冠しているが、おそらくは正式任官はしていないであろう。備中守(ないしは備中前司入道)の子息四郎次郎というほどの呼名である。③「次郎四郎」が世襲官途的通称も官途も付されず呼ばれているのは、幕府の敵方(山名方)として

官途剥奪があつた可能性がある。なお、②と③の四郎次郎と次郎四郎も、本来の排行でいえば四郎の次男、次郎の四男の意だが、いずれも幕府発給文書で前者が「押妨」、後者が「濫妨」を働く者であり、兩人を厳密に把握して別人と認識している節はない。加えて、②は評定引付所引文書であることも考慮しなければならない。至徳二年から明徳三年までの同一人物と考えられる多治部氏への呼名は、任官しているかどうかとともに、呼ぶ側の認識（心証）にも左右され、さらに明徳二年十二月の「明徳の乱」も影響している可能性もある。前掲註（17）『新見市史 通史編 上巻』も、多治部四郎次郎と少輔次郎は同人としている（三四八頁上段）。

(42) 多治部備中守・多治部藏人（助）として官途の書かれる史料の初見のようである。前掲註（10）辰田③は、文明一〇年六月九日の寺領還補で「多治部備中守・多治部藏人は引き渡し拒否」（三頁上段）としているが、史料的にはこの時点では官途は書かれず「多治部」の表記のみである。辰田論文の引用註は「東寺百合文書」の函番号のみ掲げられているが、読者の参照の便を考えて『岡山県史 家わけ史料』の史料番号も併記しておくべきだろう。伊藤俊一『室町期荘園制の研究』（塙書房、二〇一〇年）などでは、それぞれの自治体史料編（『岡山県史』『兵庫県史』『和歌山県史』『相生市史』など）の史料番号も付載されていて、利用しやすい。なお、浅原公章編『増補改訂備中国新見庄史料編年文書総目録』（私家版、一九八九年）が、函番号と『岡山県史 家わけ史料』『備中国新見庄史料』の史料番号と照合するには便利である。

(43) 本表の\*は、前掲註（9）に掲げた辰田論文③⑦などの推定・比定による。

(44) 前掲註（9）辰田⑦は、「多治部備中守の息子弥二郎（多治部藏人助であろう）」（一三頁下段）、「多治部藏人弥二郎」（二四頁下段、辰田氏の推定に基づく併称表記か（田中））と推定しているが、藏人助と弥二郎は別人である。通称弥二郎・次郎は、官途は雅楽助である。

(45) 本表の※は、『岡山県史 家わけ史料』の年代比定（『備中国新見庄史料』を踏襲）。

(46) 前掲註（9）辰田③は、「多治部殿（雅楽次郎）は、同名駿河守（多治部弥次郎カ）」とするが（二二頁上段）、弥二郎と駿河守とはおそらく別人であろう。（田中修實）

## 第二章 新見氏の在地支配動向

### はじめに

戦国期における国人については、これまで多くの個別研究の成果が出されてきた。荘園研究において膨大な蓄積のある備中国新見庄においても、新見氏という国人が存在したことが知られている。しかし新見庄研究の膨大さに比して、在地領主たる新見氏にスポット

を当てた研究は十分であったとはいえない<sup>(1)</sup>。新見氏の在地における存在意義は、中世を通して新見庄に関わっていた事実からも、領主という側面から今一度評価されるべきであろう。本稿では、中世を通じた新見氏の在地支配動向を踏まえ、その画期となった戦国期を中心に検討を行っていくこととしたい。

新見氏は、中世を通して新見庄に根付いた国人であった。国人の理解については、かつて黒川直則氏がその概念規定を試みられた<sup>(2)</sup>。黒川氏は、鎌倉期以来の地頭に系譜を持ち、在地支配について直接経営を行わないものを「国人」とし、名主や地侍層を「土豪」と規定した。しかしこの概念に当てはまらない例も多々あることから、改めて国人の概念規定が試みられることとなった。石田晴男氏は「国人」と呼ばれる対象が幕府の御家人であることを指摘し、国人を幕府体制下に位置付けて捉えようとした<sup>(3)</sup>。この視点は以後も継承され、最近でも幕府御家人を素材に国人像を検討する成果へ繋がっている<sup>(4)</sup>。しかし伊藤俊一氏によって、御家人以外に荘園における公役の納入責任者（代官・沙汰人）も国人と呼ばれることが指摘され、幕府体制下のみに収まらない国人の存在が明らかになった<sup>(5)</sup>。国人概念は、地頭の系譜を持つか否か、幕府御家人であるか否かなどで規定することはできず、それらの条件を満たしながら「代官・沙汰人」と呼ばれる存在もあり、その特徴は定まらない。このように、現在においても国人などの概念規定は必ずしも統一されているとは言えない。

新見氏は黒川氏の位置づけで言えば、鎌倉期以来の地頭を系譜に持つ「国人」であった。また、幕府御家人ではないが荘園代官として、荘園制に関わる一面も有している。それらに加え、在地で居城を構え、百姓に対する年貢徴収・軍事動員の姿勢も窺えるなど、村落に対して相対的な「領主」でもあった。本章ではその点を評価し、新見氏を国人と位置付け、その領主的性格に注目したい。

戦国期の新見氏については、近年の辰田芳雄氏による成果が大きい<sup>(6)</sup>。辰田氏の東寺領新見庄を素材にした戦国期荘園研究において、新見氏による在地支配は、代官職を保持していたことに大きな意味があったと論じられている。確かに、代官職という在地支配の正当性を保持していた点は、新見氏の在地支配を考える上で欠かせない側面である。また、中央において新見氏の一族が幕府や東寺と交渉を行っているなど、新見氏が中央権門を常に意識していた事実も、東寺から補任される代官職保持に努めた新見氏の姿勢がよくあらわれているといえよう。そうした側面と共に今一度注視しなければならぬのは、新見氏が中世を通して在地に拠点を置いていた領主であったことである。それは、新見氏以前に補任された他の代官との決定的な違いであり、戦乱期においても東寺への継続的な年貢京進が実現された最大の理由でもあった。

加えて、新見氏は備中―中央間の流通ネットワークにも精通していた<sup>(7)</sup>。それをもとにした畿内鑄物師との関係や、一族の在京活動を通して獲得したのが、御蔵職という権益である<sup>(8)</sup>。新見氏は流通との

関わりや在京活動を通じた諸方との関係から、多角的に権益獲得活動を展開していたのである。東寺代官としての活動も、代官職という得点を伴う役職を、東寺から獲得した結果の活動であった。代官職は在地支配の正当性において多大な意味を持つものであり、新見氏もその立場を在地支配論理に巧みに組み込んでいた。しかし、代官職や御蔵職も含めて、新見氏の多様な側面を総合的に検討することも、今後新見氏の領主的成長過程を考察するうえで不可欠となってくるであろう。そこで本章においては、その大前提となる在地基盤に着目し、中央においても多様な活動を展開する新見氏が、領主としてどのような在地支配活動を行ったかを主眼に据えることとしたい。

## 一 戦国期以前における新見氏の動向

### ①鎌倉期の新見氏

新見氏の系譜については、上仲林造氏・浅原公章氏の『新見市史』通史編（以下、『市史』）などによって概説が述べられてきた。『市史』では、新見氏の遠祖は藤原氏、さらには近江国より新見の地へ移ったとされる近藤氏に推定されているものの、史料的な裏付けが無いために推測の域を出ない。しかし後に新見氏が藤原氏を称していることもあり、『市史』においてもその論拠に挙げられている。新見氏が新見の地に土着した時期は推測の域を出ないが、初期の新見氏の

動向がうかがえるものとして、次の案文が残っている。

### 【史料1】新見賢直言上案<sup>(9)</sup>

新見次郎三郎賢直謹言上

右、備中国新見庄地頭職事者、為承久勲功之賞、先祖治部丞資満貞心元年令拜領以来、譜代知行無相違之處、依禪仏寺申掠、度々雖被成御判、自<sup>(足利尊氏)</sup>等持院殿様御時、代々致忠節、殊<sup>(去永享十年閏正月)</sup>普広院殿様御代亡父経直。依<sup>(進)</sup>御敵垣屋備中頸、忝<sup>(足利義教)</sup>普広院殿様御感之御書有之、其後文安二年依理運之段申被、任評定衆意見状之旨、被成<sup>(下)</sup>御下知、令<sup>(知)</sup>行<sup>(之)</sup>處、禪仏寺重就<sup>(被)</sup>申<sup>(掠)</sup>之、不<sup>(預)</sup>二往之御尋、被<sup>(付)</sup>寺家条、不便次第也、此<sup>(段)</sup>欲<sup>(令)</sup>言<sup>(上)</sup>之時、会<sup>(藻)</sup>西堂<sup>(逐)</sup>遂電之上者、代々御判御教書并意見状等数通<sup>(備)</sup>、所詮任証文之旨、為<sup>(預)</sup>御裁許、粗謹言上如件、

文正元年九月 日

右の史料は、新見氏に代々相伝されてきたという新見庄地頭職を巡って、文正元年（一四六六）に相国寺と相論を行った際、新見賢直がその正当性を主張しているものである。これによると、承久の乱（一二二一）の勲功として、翌年の貞応元年（一二二二）に新見資満が地頭職に任じられたという。新見氏が新補地頭として他所から来たのか否か判然としないが、新見氏の領主的成長過程を評価する場合、この地頭職への補任は一つの起点と位置付けられよう。

新見氏がその後、地頭としてどのような活動を行ったかは、いくらかうかがうことが可能である。地頭職に任じられた二年後の貞応三年（一二二四）には、新見庄で「濫責」があったことが伝えられており、それ行つたのは「新」とされている。<sup>(10)</sup> また、三年後の嘉祿三年（一二二七）にも「地頭新」による「濫責」が伝えられている。<sup>(11)</sup> 地頭とされた「新」は、新見氏を指すと考えて間違いないだろう。加えて、文永八年（一二七一）の「領家御方正檢畠取帳」内では、「地頭押領」という押紙が貼られた名田があるなど、新見氏は地頭職に任じられて間もない時期から、度々荘内への侵出を繰り返していたことがうかがえる。文永十年（一二七三）に新見庄が下地中分されたのは、このように新見氏による莊園押領が相次いだ結果であった。<sup>(12)</sup>

また、『太平記』においては、元弘三年（一三三三）に伯耆国船上山にあった後醍醐天皇の呼びかけに応じて参集した御家人の中に新見氏が確認できる。天皇は鎌倉幕府崩壊後の同年六月に入京するが、間もなく九月一日付けで新見庄地頭職を東寺へ寄進する旨の諭旨を発給している。<sup>(13)</sup> 東寺はこれまでに新見庄本家職を得ており、地頭職獲得もその経緯を踏まえてのものだろう。この動きと同時期に作成された地頭方年貢納帳が残っている。

【史料2】新見庄東方地頭方年貢納帳<sup>(15)</sup>

〔新見庄地頭方年貢納帳〕

備中国新見御庄東方地頭御方御年貢納帳事

：（中略）：

延房名田

一所 一反卅五代 内<sup>十代政所ほり二成</sup> 米一斗四升  
得田一反半 分米九斗五升

一所 一反五代 内<sup>十五代同ほり二成</sup> 分米二斗一升  
得田一代 分米五斗六升

一所 二反十代 内<sup>田一代</sup> 分米五斗六升  
得田一反廿代 分米九斗八升

以上損田一丁十代十八歩内<sup>廿五代七月自ほり二成</sup> 分米三斗五升  
田九反卅五代十八歩 分米六石一斗四升

以上得田七反十五代十八歩 分米四石九斗一升

元弘參年十一月十五日 沙汰人凶師<sup>武忠</sup>（花押<sup>上</sup>）

十一月十五日という日付から、諭旨で地頭職が東寺に移された後に作成されたものと分かる。【史料2】で示している「延房名」では、七月より地頭方政所の土地など合わせて二十五代、単純に計算して約五百平方メートルが堀になったという。新見氏の本拠である地頭方の田地の様子を伝えており、新見氏が積極的に堀を構築していった過程がうかがえる。また、【史料2】と同時に作成されたと思われる次の史料も注目される。

【史料3】新見庄東方地頭方田畠并年貢等濟物注文<sup>(16)</sup>

〔備東寺〕注進備中国新見庄東方地頭御方田畠并御年貢以下色々濟物注

文

注進

備中国新見庄東方地頭方田畠并年貢以下色々

濟物事

…(中略)…

一 得永名

田九反五代内

除壹反三十代 八幡免田等、此内十代西方分田故、檢注後返し之、

残田七反廿代 分米五石壹斗八升内

式反四□<sup>十</sup>代 分米壹石九斗六升 八月申先司若党期「取之」、逃散、

廿代 分米式斗八升 寛念分

残定田四反十代 分米式石九斗四升

里山畠壹丁六反三十代内

除八反 屋敷・損畠等、檢注之後河成廿七歩加之定、

定畠八反三十代内

里畠三十代 分雜穀壹斗八升

山畠八反 分雜穀八斗

…(中略)…

右、大概注進如件、

元弘參年十一月 日 御代官明了(花押)

右の史料から、「先司若党」が刈田狼藉を行ったことがうかがえる。【史料3】では、得永名の他にも是次名、市場散田分、近吉正分、里畠山散分においても、「先司若党」が同様に「刈取」を行って

たことが記されている。また、同じ【史料3】の重光名の項には、「先司新見」とあり、刈田狼藉を行ったのは新見氏の「若党」であったとわかる。『市史』では、これら一連の出来事を、地頭職が東寺へ移ることを察知した新見氏が、それに備えて堀を構え、収税を強行的に行ったものと推察している。しかし新見氏は、鎌倉期を通して荘内での押領をくり返しており、このような刈田狼藉は常態化していたと考えられる。また、堀の増築についても戦乱期という当時の社会情勢を受けたものと考えられ、両史料の書かれた元弘三年においては、新見氏も新見庄からほど近い船上山で合戦に参加したとされる。<sup>17)</sup>

新見氏にとって東寺へ地頭職が寄進されたことは、その在地支配の正当性を剥奪されたに等しいかもしれないが、一世紀以上も同地で地頭として在地支配を強めてきたことにより、新見氏による支配にはあまり変化が無かったのではないか。実際、建武政権から足利尊氏が離れた後は、【史料1】で主張されたように、新見氏は尊氏方に味方して畿内を転戦したと思われ、三年後の建武三年(一三三六)には新見氏へ地頭職が還補されている。<sup>18)</sup>新見氏が在地以外で初めて軍事活動を行った結果として、地頭職の還補を獲得することに成功したのである。以後、新見氏の動向が中央からも見えてくるのは、このように在地のみで収まらない活動を行っていくためである。

新見氏は、実力によって在地からの収奪を行うばかりでなく、軍事施設の増築も主体的に推し進めた。それは、在地に基盤を置く地

頭としての活動であり、地頭職を支配・擄取権として度々行使していた。地頭職補任後、新見氏は実力に訴えながら着実に在地への影響力を強めていったのである。そして同時に、中央との人脈を意識した活動もうかがえるようになり、後に在京活動を行うきっかけが南北朝の動乱期であったことも注視しておきたい。

## ②南北朝・室町期の新見氏

南北朝期に入っても在地における新見氏の威勢は衰える様子はなく、度々領家方へ押領を行っている。<sup>(19)</sup>また、備後国三谷西条の「凶徒退治」に伴って、北朝方から軍勢催促をかけられており、北朝軍として活動していたことも窺える。<sup>(20)</sup>

しかし貞治年間（一三六二～六八）以降になると様子が変わり、隣郷の国人である多治部氏が新見庄領家方へ度々「濫妨」を行ってくるようになる。北朝はこの動きに対して、守護らへ三年に渡って多治部氏の「濫妨」をやめさせようとしているが、<sup>(21)</sup>多治部氏の侵出が止むことは無かったようである。『市史』ではこうした北朝や多治部氏の動きから、在地における新見氏の勢力は著しく低下していったと評価している。確かに史料上からは、北朝側からの「濫妨」停止の対象は新見氏から多治部氏に移っている。これは新見氏が北朝方として活動してきた一方、多治部氏は南朝方である伯耆守護山名氏の影響下で侵出を図っていたためであろう。北朝にとって、多治部氏の侵出活動の方が警戒すべきことであったのである。<sup>(22)</sup>ただ、

このような事態が新見氏にとって等閑視できなかったことは事実である。押領を受けたのが領家方であったとはいえ、新見氏にとって多治部氏のような近隣国人らの新見庄侵出は脅威に違いなかった。<sup>(23)</sup>以後はこうした外部勢力との競合も、新見氏の注目すべき活動として見えるようになる。

次に、多治部氏らの干渉を受けるようになった新見庄領家方に関する同時期の史料を見てみたい。

### 【史料4】新見清直請文<sup>(24)</sup>

請申、備中国新見庄領家方年貢内、且式拾貫文内、今度京進拾五貫文既進了、残五貫文、今月中必々可取進一候、仍請文之状如件、

応永貳年八月九日

新見  
清直

この史料は応永二年（一三九五）段階の新見氏の消息を伝えるものである。『市史』では、ここに見える新見清直を「領家職であった」とし、この段階で「新見庄一円を支配するようになった」と指摘している。しかしここでは単に「領家方年貢」の納入を請け負っていると解釈するべきであり、この請文をもって新見庄一円支配の証左とすることはできないだろう。ただ、注視すべきはこれに先立つ明德二年（一三九一）四月三日に、清直と親族関係にあったという「飯尾善左衛門大夫」が東寺に対し「口入」している点である。その内容は、新見氏が権利を主張する領家方にかかる名田の権利に関する

ことであり、同月十三日には「新見庄代管并三職〔■内〕一職、新見入道二可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>宛行<sub>一</sub>由」が話し合われている<sup>25</sup>。後述する新見国経の時期においても、新見氏は親族を在京させて東寺との交渉を行わせているが、この段階においても同様の活動を既に行っていたようであり、注視する必要がある。

さて、【史料4】のように新見清直は年貢の一部を納入していたが、この前年には次のような動きがあった。

【史料5】 応永元年最勝光院評定引付 九月十五日条<sup>26</sup>

(前略) …

一、新見庄年貢催促上使事

御教書

東寺雑掌申備中国新見庄領家職半濟并三職<sup>公文田所三名判行事</sup>、  
度々被<sub>レ</sub>施行<sub>一</sub>之処、不<sub>レ</sub>事行<sub>一</sub>云々、甚不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、不<sub>レ</sub>日止<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>官人  
妨<sub>一</sub>、一円可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>沙<sub>一</sub>汰<sub>一</sub>付雑掌、若猶不<sub>レ</sub>叙用<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>有<sub>一</sub>殊沙  
汰之状、依<sub>レ</sub>仰執達如<sub>レ</sub>件、

応永元年八月卅日

<sup>(斯波義符)</sup>  
左衛門佐 在判

細川<sup>(滿之)</sup>兵部大輔殿

… (後略)

東寺は新見庄からの年貢未進を幕府に訴えたようであり、幕府から備中守護の細川満之へ御教書が出されたことがうかがえる。幕府

側は「被官人妨」を止めさせるよう伝えており、ここで問題とされている細川氏の「被官人」は、細川被官となっていた新見氏のことであろう。後年、新見氏は細川氏の被官としての動向がうかがえるが、その被官関係の初見はこの時期となる。【史料4】のように領家方年貢を請け負っていたのも、細川氏との関係を通じた在京活動の結果、「口入」を得ることができたからではなからうか。

さて、新見氏に領家方年貢を請け負わせた東寺であったが、その後は新見氏の年貢未進に悩まされることとなった。東寺は代わりの者を起用しようとしたが、結局新見氏の影響力の前に思うようにはいかなかったようである<sup>27</sup>。しかし応永八年(一四〇二)ごろ、新見氏は影響力を持ち続けていた地頭方において、何らかの理由で地頭職を剥奪されたという(『市史』の考証による)。ただ、同年十一月九日には【史料5】と同様に幕府より細川満之に対して新見氏の押領をやめさせる旨が伝えられた<sup>28</sup>。新見氏は地頭職を剥奪されたとしても、実力による押領で在地での支配力を継続させていたと思われる。そして永享十一年(一四三九)、次の史料が発給された。

【史料6】 足利義教御内書案<sup>29</sup>

垣屋備中入道頸到来、悦喜候、仍太刀一腰遣候、討手新見

次郎<sup>(詳直)</sup>三郎事、可<sub>レ</sub>有<sub>一</sub>褒美<sub>一</sub>候也、

<sup>永享十一年</sup>  
閏正月廿三日

細川<sup>(持賢)</sup>右馬助殿



足利義教が新見経直の戦功を賞した御内書であるが、ここに出てくる「垣屋」は但馬国人に確認できるので、備中近隣での戦功であろう。細川氏に宛てられていることから、やはり細川氏被官としての活躍であったことがうかがえる。既に述べた足利尊氏への従軍や、この【史料6】の戦功は、【史料1】で挙げられているものと対応している。これら戦功の結果を受けて、【史料1】からは文安二年（一四四五）に幕府評定衆による「御下知」によって「知行」が認められることになったとある。先の地頭職剥奪を受けての還補を指すであろう。この後、どのような経緯があったかは不明だが、地頭職は相国寺へ移ったようであり、【史料1】のように相論が行なわれたのである。新見賢直は相国寺から地頭職を取り返すべく、薬西堂（季瓊真薬）の逐電を機に幕府へ「御裁許」を求めているのであるが、幕府中枢で暗躍した季瓊真薬の失脚という中央での政治的動向を利用して、在京活動を行う利点でもあったのである。かく挿んでいる点は、在京活動を行う利点でもあったのである。その後の経過は追いつらいが、応仁・文明の乱を経た延徳年間（一四八九〜九一）に比定されている史料が残っている。

【史料7】細川政元書状案<sup>(30)</sup>

封紙ウラ書  
「備中国被官中」

政元」

備前書  
「備中国被官人中」

政元」

備中国被官人等知行分、守護押領之地事、依<sub>レ</sub>無<sub>三</sub>承引<sub>一</sub>、総州以<sub>レ</sub>来于<sub>レ</sub>今不<sub>レ</sub>通候、於<sub>レ</sub>無<sub>一</sub>途間<sub>一</sub>者、岩<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>申旨<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>許容<sub>一</sub>、此段令<sub>二</sub>存知<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>堪忍<sub>一</sub>候也、謹言、  
十二月廿七日  
政元在判<sup>(細川)</sup>

那須左近藏人とのへ

河西新三郎とのへ

多気雅楽助とのへ

新見与次郎とのへ

多気左兵衛とのへ

山田四郎三郎とのへ

安部七郎三郎とのへ

三村新四郎とのへ

智蓮光院

庄伊豆守とのへ

右の史料から「新見与次郎」が細川政元の被官であったことが分かるが、細川氏との関係は前述のように以前からあったものである。細川政元との関係には備中守護との関係が大きく関わってくる。この頃の備中守護は細川勝久であり、勝久は政元と対立関係にあった。自分の権益を脅かす守護の勝久に対する上位者として、新見氏が政元に接近したのか、或いは政元がこうした在地情勢を利用して新見氏を取り込んだのか、いずれにしても政元との被官関係は、後述す

る新見国経の活動においても重要な意味を持っていた。おそらく細川政元の後援もあり、明応十年（一五〇一）に新見国経は新見庄領家方の代官となった。<sup>31</sup>

新見氏は、鎌倉期から新見庄の地頭として活動し、在地で実力による押領を繰り返していた。それは刈田狼藉に留まらず、庄内の田畠を軍事施設化するなど、在地領主として強権的な姿勢を持っていたことをうかがわせる。南北朝期頃から、次第に中央へも関わりを持つようになっていった新見氏であるが、在地社会にとっては引き続き相対的存在であったことに変わりない。しかし、戦国期の新見氏は、次第に在地社会との距離を縮めていく。新見氏の性格が変化した戦国期に、国人領主の在地支配の在り方にはどのような変化が起きていたのだろうか。次章以降では、戦国期の新見国経期を中心に、戦国期における新見氏の在地支配動向を追っていききたい。

## 二 「新見殿様」―百姓・下地への関わり

既に確認したように、備中国新見庄を拠点に鎌倉期から活動を行っていた新見氏は、中世を通して在地社会とは相対的な領主であり、搾取者であった。しかし戦国期の新見氏と在地社会の関係は、単なる相対的關係ではなく、一体的な関係に変化していた。ここでは、戦国期の新見国経を素材に検討を行い、戦国期の国人領主によ

る在地支配の具体像をうかがってみたい。

前章で触れたように、新見国経は明応十年に東寺代官に補任された。それを受けて、三職の一人である福本盛吉は、東寺に対して「我ら不<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>如在<sub>一</sub>」、新見殿<sub>江</sub>致<sub>三</sub>奉公<sub>二</sub>候、是者自<sub>三</sub>藏人殿<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御申<sub>一</sub>候」と伝えている。<sup>33</sup>三職としては、新見国経の代官職補任に異論は無く、代官となった新見氏へ「奉公」する意向を伝えたものである。ただ、盛吉が東寺へ伝えた新見氏への奉公とは、「是者自<sub>三</sub>藏人殿<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御申<sub>一</sub>候」とあるように、国経を通して通達されたことであった。つまり、国経の三職以下百姓らへの姿勢は、東寺の莊園経営に携わること理由に、自分への奉公を迫っていると理解できる。従来<sub>の</sub>代官と比して、この姿勢に若干の違和感があったからこそ、盛吉は最後に国経からの伝言内容であることを付け加えているのである。この国経の姿勢からうかがえるように、以後の国経による莊園経営は、名義的には代官請として始まり、その肩書きにある程度補完された間接的支配であったが、次第に実質的な掌握、即ち直接的な支配へと変化していく。以下では二つの側面から、その実態をうかがっていく。

### ① 新見氏による年貢徴収と「本領」

代官となった新見国経の百姓に対する姿勢はどのようなものであったのだろうか。年未詳であるが、それをうかがわせる史料が残っている。

【史料8】新見庄奥・里村百姓中申状<sup>(24)</sup>

畏申上候、仍而、新見殿様、御本領と被<sub>レ</sub>仰候て、此三年か間、御  
知行候、色々御せつかん候間、いまのことく二候ハ、御百姓<sup>(姓)</sup>  
かん<sup>(折檻)</sup>にん申かたく候、可<sub>レ</sub>然様ニ、寺家様へ御申候て、直む候ハ、  
目出度可<sub>レ</sub>存候、殊当年之事、おく・さと共に、日そん仕候間、  
新見殿様よりハ過分ニ、御扶持に候へ共、寺家様より御直務候  
ハ、かい分<sup>(進)</sup>ほんそう申可候、此分沙汰人三人、御注進ある可候、  
奉憑候、恐々謹言、

九月十六日

おく  
さと 御百姓中

三しよく

参

【史料9】新見庄三職連署注進状<sup>(25)</sup>

〔封紙ウラ書〕  
宮田左京進

福本平左衛門

金子善兵衛

東寺  
公文殿参

盛高

(端裏切封)

猶々申候、当年事ハ日損にて候間、里村事ハ新見方へハ一向沙汰  
仕候ましき由、申定候へ共、御知行にて候ハ、涯分申付候て、  
ほんそう申させ候へく候、御百姓中も其心得候、

急度注進申候、仍御領此間新見方知行被<sub>レ</sub>仕、色々迷惑仕候、御

直務候ハて者、沙汰人・名主・御百姓堪忍之難<sub>レ</sub>仕候、以<sub>レ</sub>此旨  
御披露候て、御上意御調、急度上使御下向候て、御百姓中江申付、  
御公用之事、奔走させ候へく候、若当年中にもさ様之調法候ハす  
候ハ、以前多治部方、秋庭方知行之時よりハ、御本領と被<sub>レ</sub>仰  
候間、御公用事ハ参候ましく候、此趣可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御披露<sub>一</sub>候、委細者  
此僧可<sub>レ</sub>申候、恐々謹言、

九月廿日

盛高 (花押)  
景成 (花押)  
景民 (花押)

東寺  
公文殿参

両史料の関係を整理しておく、まず新見庄百姓らが【史料8】  
を三職へ提出し、それを受けた三職らが、【史料9】をもつて百姓  
らの意向を東寺へ伝えているという流れになる。

まず【史料8】の内容からは、新見氏の苛烈な年貢徴収の様子が  
うかがえる。百姓らは、このまま新見氏の折檻が続くことは耐えら  
れないという意志を三職に伝え、東寺による直務支配を要求してい  
る。傍線部に注目すると、「新見殿様、御本領と被<sub>レ</sub>仰候て」とある  
ように、新見氏は百姓らに対して「本領」であると主張しているの  
だが、この本領の指すものは何であろうか。

今度は【史料9】を見てみよう。こちらは百姓の意を汲んだ三

職が東寺へ宛てた書状である。先に追而書から見ると、日損による不作を理由に、里村では新見氏へ年貢を納めないと決めたようである。しかし、三職が「御知行にて候ハ、<sup>（奔走）</sup> 涯分申付候て、ほんそう申させ候へく候」と伝えてるように、彼らがなだめる形で新見氏へ年貢を納入するよう指示したことがうかがえる。新見氏が「本領」と称していても、東寺代官として知行している状況から、そうせざるをえなかったのだろう。そして新見氏が「本領」を称して知行し続けることは、「御公用事ハ参候ましく候」という問題を生じさせるのであった。史料中の「多治部方、秋庭方」とは、新見氏以前に東寺代官であった国人らである。東寺に対して三職らは、多治部氏らが知行していた頃と事情が違い、年貢を納めることはできなくなるだろうと忠告している。その理由こそが「御本領と被仰候間」というものである。三職はじめ百姓らの認識によると、新見氏が在地を「本領」として知行することによって、東寺への年貢納入が困難な状況になるといふものであった。

しかしそうした危惧とは逆に、新見国経は東寺への年貢京進を続けていく姿勢を見せている。在地が新見氏によって「本領」と称されたとしても、東寺への年貢納入が滞ることを意味しなかったのである。だが、新見氏による下地の「本領」化は、これまでの荘園制システム下における年貢取納の在り方に大きな変化をもたらしていた。東寺が新見庄とのやり取りを新見氏に絞り、三職ら百姓との関わりが見えなくなっていく理由もここにある。新見氏による下地「本

領」化の動きは、東寺が新見庄の百姓や下地を直接掌握することから後退し、同時に新見氏がそれらへ影響力を強めていった過程であったのである。新見庄は、東寺領の荘園として引き続き機能しながらも、新見氏による在地社会への直接支配が着実に深化していたのである。

## ② 新見氏による下地の集積と差配

新見氏関係史料の戦国期の特徴として、売券など土地の買収に関わる史料が多く見られる点が挙げられ、その全てが「竹田家文書」に残されている。前節で見たような「本領」化の動きを踏まえ、ここでは新見庄内の土地所有を巡る新見氏の動向に着目したい。

「竹田家文書」に残った売券を見ると、地頭方、領家方関係なく、広く庄内の土地が売買されていたことが窺える。例えば、新見兵庫助に売却された助次名の下地売券には、「在所御領家」と注記してあり、新見氏は東寺領であった領家方の土地も買い上げていた<sup>(36)</sup>。新見氏は庄内全域にわたる土地集積によって、広く経済権益を拡大させていたのである。

そうした活動と同時期に、次のような史料が見られる。

【史料10】友清五郎太郎等連署言上状<sup>(37)</sup>

〔編纂書〕  
〔谷内永状〕

畏申上候、近年御年貢諸色未進仕候、就其殿様より「かく被

仰付<sub>レ</sub>候、然処過分御引替候条、我等拘分吉国名六分一・友清名半名、永代召上候、雖<sub>レ</sub>然、我等御中間參候上者、先為「御扶持」可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、万一無<sub>レ</sub>奉公候者、則別人に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候、其時一言申間敷候、仍為「後日」、永代上状如件、

永正十五<sub>卯</sub>年三月十日

友清五郎太郎（略押）

同名五郎兵衛（略押）

吉国五郎左衛門（略押）

進上 五郎

殿

なんかう五郎左衛門殿

御中

右の史料は、庄内の百姓らが五郎某という人物へ提出した言上状である。宛名の五郎某については、他の売券史料に「新見五郎」という人物が見えることから、或いはこの人物の可能性もある<sup>38</sup>。いずれにしても、このような史料が多く含まれる「竹田家文書」が、新見氏末裔のもとに残っていることから、新見氏の一族である可能性が高いだろう。

内容を追ってみると、友清五郎太郎らは年貢未進をしまして、その処置として「殿様より一かく」が仰せつけられたという。そして「過分御引替」によって、彼らが持っていた「拘分」は召し上げられ、五郎太郎らは土地権益を失ってしまった。解釈が難しいが、年貢未進をする百姓らに対して、新見氏が土地の召し上げを行っていたことがうかがえる。他方、「御中間參候上者、先為「御扶持」可<sub>レ</sub>

被<sub>レ</sub>下候」とあり、彼らが中間として仕えることを条件に「御扶持」が与えられている。ここでの「御扶持」とは、奉公を怠った際は別人に与えても構わないという条件があることから、召し上げられた「拘分」の権益を指すと思われる。

殿様が行う「召上」と「御扶持」は、百姓の得分を掌握し、差配しているものといえよう。また、【史料8】の波線部では、日損を受けて「新見殿様」による過分な「御扶持」があつたとあるが、これも同様に得分の差配、もしくは年貢の免除や補填を意味するのだろう。加えて、友清五郎太郎たちが「御扶持」を与えられる代わりに、中間として「奉公」することが条件になつていた点も見逃せない。土地権益を通じた百姓らの掌握は、彼らを新見氏へ「奉公」させるシステムを生み出していた。荘園村落を基盤とする戦国期の領主らは、経済的側面から在地社会を直接掌握し、独自の軍事力を形成していたのである。

戦国期における新見国経の在地支配は、「本領」と称されるまで深化していた。また、新見氏は下地の買得や没収だけでなく、百姓らへの「御扶持」も差配しており、在地社会における生産力や軍事力の管理・維持のために百姓を主導していた。「殿様」という呼称は、百姓から最も近くで、在地社会を根深く掌握していた新見氏の内実を如実に示しているといえよう。

新見庄は東寺領荘園として豊富な研究蓄積があるが、そこで注目

されてきたのは主に百姓ら在地社会の動向であつた。<sup>(39)</sup>そこでは、東寺の直務代官の殺害や、年貢減免要求を押し通すなど、自分たちの要求を通すために、時には実力にも訴える百姓らの姿が明らかにされている。東寺が三職ら新見庄の百姓らと荘園経営について多くのやり取りを行っていたのも、彼らとの交渉が経営を左右していたからである。しかし新見国経が代官に就任して以降、東寺と在地の百姓らとのやり取りは見えなくなり、代わりに代官・国経とのやり取りに一本化されるのである。かつてのような百姓らの自立化の動きは、一見新見氏によって抑制されたようにも見える。しかしそれは、次章で見ると、不安定な在地情勢の中、安定を求める百姓らにとつても必要な在り方であつたのである。そして東寺の荘園経営も、「本領」化を進めて、在地を根深く掌握する事に成功した新見氏への依存によつて存続していたのである。

### 三 有事における領主新見氏と荘民

前節においては、新見氏を在地社会と相対的な領主として検討した。しかし新見庄外から見れば、新見氏も百姓らも新見庄の住人であることに変わりない。ここでは、新見氏と百姓らを相対的に捉えず、新見庄を基盤とする在地共同体と捉えて検討を加えていきたい。永正十二年（一五一五）、新見庄は戦乱の舞台となつていた。まずは同年に新見国経から東寺へ宛てた次の史料を見てみたい。

#### 【史料11】新見国経書状<sup>(40)</sup>

掛紙ワラ巻  
「東寺 新見蔵人

公文殿 国経

御宿所

（端裏切封）

尚々、八月より取相候て、地下破候間、御公用等不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>了簡<sub>一</sub>候、宗見までハ、九月ニ注進申候つ、おほしめわけられ候やうニ、御披露奉<sub>レ</sub>頼候、国方にて候つれ共、当城までハ不<sub>二</sub>取懸<sub>一</sub>候、可<sub>二</sub>御安心<sub>一</sub>候、

歳暮之御慶、珍重候、仍久以<sub>二</sub>書状<sub>一</sub>、不<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>候、背<sub>二</sub>本意<sub>一</sub>存候、去八月十六、国方并多治部申合、伊達方与我等かたへ取懸候、九月十三、当庄於<sub>二</sub>西方<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>合戦<sub>一</sub>、敵猛勢候条、失<sub>レ</sub>利、弟候三郎討死仕候、然間、伊達方城、唐松も落居候、爰元一向、無<sub>二</sub>正躰<sub>一</sub>式候処、伊達方申合、去月廿八日夜、唐松要害切取、敵伊達遠江守子兩人討捕候間、先弓箭之趣、可<sub>レ</sub>然成行候、九月十三日、領家三職衆之家、其外悉放火候、無<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>躰候、三職衆も未当城籠候、西方里分悉小屋ニ籠候、地頭分も同前候、定不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>共隠<sub>一</sub>候、御公用以下、一向無<sub>二</sub>了簡<sub>一</sub>式候、色々短足仕、拾五貫文<sup>(歎息)</sup>先上申候、春ニ成候而、少も可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>奔走<sub>一</sub>候、於<sub>二</sub>心中<sub>一</sub>、聊不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>如在<sub>一</sub>候、将又、御年貢紙拾束上申候、残分廳而、可<sub>二</sub>上申<sub>一</sub>候、御年貢漆指中一桶、上申候、壺升桶分事者、八月始比より物念に

て、十六より取懸候間、漆しかくとかき候ハて、如<sub>レ</sub>形<sub>ニ</sub>納所<sub>一</sub>候、然共、指中<sub>ニ</sub>壺ツより内<sub>ハ</sub>、あまりに乏少候間、別之<sub>ニ</sub>漆入候<sub>一</sub>上申候、此分可<sub>レ</sub>預<sub>ニ</sub>御意得<sub>一</sub>候、此申事、自然虚言<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>思食<sub>一</sub>候、内郡何方も、漆なと心安かき候在所、候ハす候、其隱有間敷候間、非<sub>ニ</sub>如在<sub>一</sub>候、敵も味方も不<sub>レ</sub>入、地下人迷惑仕候、随而漆小桶式、進<sub>レ</sub>入候、祝儀計候、公文所殿へも、同式<sub>ニ</sub>進<sub>レ</sub>入候、以<sub>ニ</sub>書状<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>申候へ共、此由可<sub>レ</sub>預<sub>ニ</sub>御意得<sub>一</sub>候、明春者、早々、御慶可<sub>ニ</sub>申入<sub>一</sub>候、

恐々謹言、

永正十二年  
十二月十三日

国経（花押）

東寺

公文殿 御宿所

右の史料によると、八月十六日に「国方」と「多治部」が新見氏と伊達氏の領地へ侵攻したことが分かる。伊達氏は新見氏や多治部氏らと同じく備中北部の国人である。他方「国方」については、「守護方」、もしくは後述する「国衆」と同義と解釈すべきであろうが、いずれにしても後に侵攻して来る備中南部の三村氏との理解で良いだろう。

さて、新見氏と伊達氏の領内へ侵攻した「国方」と多治部氏は、侵攻の約一ヶ月後、九月十三日に新見庄西方で新見氏らと合戦に及んでいる。この戦いで新見氏側は敗れ、新見国経の弟・三郎が討ち

取られた上、伊達氏の唐松城も落城している。しばらくの膠着状態の後、十一月二十八日に新見氏側が唐松城へ夜討ちをかけて城を奪還した上、敵方であった「伊達遠江守子兩人」を「討捕」えた。このように、新見庄では八月から外部国人らの侵攻を受け、この書状が書かれた十二月に入っても緊張状態が続いている様子が見えがえる。

ここでまず注目したいのは、「三職衆」の動きである。史料中でも三職たちの家が九月十三日の合戦で放火された事が分かり、新見氏の城へ逃げ込んでいる様子が読み取れる。また、彼ら三職が束ねるべき百姓らについては、「西方里分悉小屋<sub>ニ</sub>籠候、地頭分も同前候」とあり、西方の里村の地域、そして地頭方の地域も「小屋」に籠もり、敵の侵攻に備える姿勢が窺える。このように、有事の際には荘園内に点在する籠城可能な防御施設が機能していたことがわかる。

永正十四年（一五一七）には、再び新見庄に外部勢力が侵攻してきた。九月末から侵攻してきたのは「国衆三村」であり、この時の戦いでは「弟之善成寺其外親類衆・官人数多討死」する<sup>(4)</sup>という危機的状況であった。その上、「三職之内金子左兵衛討死」する<sup>(4)</sup>という犠牲も出している。

このような一連の戦乱時の様子から、領主たる新見氏の存在意義が浮き彫りになってくる。【史料11】において、三職は新見氏の居城へ籠城していた。それは単なる避難では無く、いざという時には戦力として参戦する前提の籠城であったと理解できる。有事におけ

る新見氏は、百姓らに対する保護者となっていた。それは、三職以下百姓を居城へ避難させ、小屋に籠もる百姓らの状況を東寺へ伝えることからも窺えよう。他方で、新見氏が相城への籠城を領家方百姓へ申し付けている上、三職の金子左兵衛尉が討死している点にも注視したい。百姓らは単に避難して保護されるだけでなく、新見氏の軍事力に包摂されていた。その前提となっていたのは、前章で見たような新見氏の百姓掌握であった。このような一連の動きから、有事の際には、新見庄に住む人々が在地共同体として一体化し、新見氏はそれを主導する存在であったと評価しておきたい。

小括しておこう。新見氏は、軍事面においても百姓らを主導する存在であった。そのような新見氏の存在意義は、戦乱の頻発によって在地共同体が次第に組織化され、その中核となることで高まっていた。新見氏と百姓らを在地共同体として評価した場合、惣村的一揆体制の中に、それを主導する存在として領主の存在意義があったといえる。新見氏は東寺代官としての活動を行いながらも、国人領主として在地社会を主導する存在へ成長し、百姓・下地を直接掌握する在地支配を展開していたのである。

#### 四 新見氏による国人領主請の形成

これまで見てきたように、戦乱期における新見庄の百姓らは、遠くの荘園領主ではなく在地領主のもとで、在地共同体として組織化

されていった。東寺による新見庄の経営は、新見氏とのやり取りに一本化され、新見氏に依存する形となっていた。しかし新見庄における新見氏本来の所領は、地頭職に担保されたものであった。新見国経が在地支配を行う前は、名目的には新見庄地頭方、即ち庄内の半分ほどの地域にしか領主として影響力を持ちえなかったのである。代官とはいえ、ここまで見てきたように、戦国期には新見庄領家方地域にも影響力を浸透させていった新見氏が、より飛躍的に勢力を伸ばすきっかけとなったのが戦国大名という新興勢力への接近であった。

新見氏は、享祿三年（一五三〇）頃より始まる出雲国尼子氏の山陽道侵攻に際して、参陣要請に応える形で美作国へ長期に渡って在陣していた<sup>(43)</sup>。新見氏はこの後、備前・播磨へも従っており、このような尼子氏のもとでの軍事活動は、新見氏に多大な利益をもたらすこととなった。それを示しているのが次の史料である。

【史料12】新見貞経所領讓狀<sup>(44)</sup>

讓与 代々支証等相副 所領等事

備中国新見庄地頭職・同領家職并曾尔分・岡分・八田分、同国万寿庄下司并権田所職、同国小坂部郷闕所分・同永富、同国石蟹郷、同国神代郷地頭・国衙、讃岐国井原庄御年貢銭參拾貫文事、撰津国中嶋・柴嶋北方内貞行・延吉・宗源氏三人跡等事  
右、所讓与藤原大夫丸也、仍為後証龜鏡之状如件、



永録<sup>(録)</sup>元年六月廿三日

貞経<sup>(新見)</sup>(花押)

右の史料は、永禄元年(一五五八)段階における新見氏の所領が書かれた譲状である。記主は国経の跡を継いだ弟の貞経であり、新見(藤原)大夫丸へ譲与しているものである。史料中の新見庄地頭職・領家職をはじめ、小坂部郷・石蟹郷・神代郷・国衙は新見庄近隣に位置しており、備中北部の広域に渡る地域である。こうした広大な所領の獲得の契機は、尼子氏への従軍以外に考えられず、備中半国を制した尼子氏からの恩賞であったと思われる。注目すべきは、東寺が所持していた新見庄の領家職もこの中に見られる点であろう。領家職を新見氏が保持していたとすると、名目的には東寺が新見庄に持つ権益を放手したことになるが、他方で東寺への年貢京進は以後も続けられている。この意味は、中世末期における荘園制の実態を考える上で非常に重要であろう。東寺への年貢京進を行いながらも、新見氏は譲状において東寺の領家職を自身の「所領」と明記していた。これは実質的には、領家方地域の所領化を意味したと思われる、ここでの領家職とは、旧来の職分としての職ではなく、領家方(西方)エリア統治権を意味する職であったと考えられるのである。新見氏は、「本領」化による庄内一円の下地掌握と共に、在地社会を掌握するようになっていった。新見庄一円に影響を持つようになった新見氏は、既に地頭方・領家方というエリア区分を超えた領主権力を持ちえていたのである。領家方の土地を買得したり、そこに属

するはずの三職や百姓を主導していたことから、それがうかがえる。即ち、新見氏は荘園領主(領家職)と代官(代官職)という旧来の荘園制下の「職」に基づく関係を、少なくともこの段階で克服しており、新見庄は新見氏による一円的な「所領」と認識されるに至っていたのである。新見氏が周辺にも広大な所領を獲得し、実質的に新見庄一円を「所領」としたことは、東寺の新見庄支配の在り方が、「新見領」からの年貢京進という形へ移行したと理解できるのである。

中世末期の荘園制は、次第に解体していくとされる。しかし新見庄の場合は、国人領主の変質に伴い、その「領」支配を基幹とした国人領主請とも言うべきシステムのもとで存続した。荘園領主としても、年貢納入の事実が大事であり、新見国経が代官となって以降の年貢京進が、全て新見氏に委ねられていた経緯からも、このシステムの形成に不都合は無かったのである。在地掌握から後退していた東寺は、もはや新見氏無しに年貢収入を得ることは不可能であったのである。即ち、新見庄の荘園制存続の是非は、新見氏の意向に拠っていたといえるのである。「新見領」を前提とした新たなシステム下において、代官職の意味はもはや無くなっていた。

おわりに

これまで新見氏は、東寺代官としての活動が専ら注目されてきた。

他方で、その枠におさまらない多様な側面も有していた。本章で見えてきたような在地活動の他、中央はじめ在地で貪欲に権益獲得活動を行っていたことを忘れてはならない。しかしそれらの在地下活動は、前提となる在地下における活動無くして成り立たなかった。在地を盤石にしていなかったからこそ、より魅力的な権益を外に求めることができたのである。

新見氏は、土地集積などによって在地下における経済権益を獲得しつつ、その経済力をもとに荘内の生産力・軍事力を管理・維持していた。このような下地の没収・授与は、新見氏の「本領」化のもとに行われ、在地下における東寺の影響力は次第に無実化していったと思われる。そして新見氏による在地社会の直接掌握は、やがて深化して「領」の形成へ発展するのである。

また、戦乱時における新見氏の存在意義は、在地共同体を主導し、安全保障能力を発揮することにあつた。こうした在地共同体を主導する活動は、戦乱によってその意味を深めていき、領主の在地社会への影響力を一層促したといえよう。領主による百姓上層の被官化は、村落との契約にすぎないという見方もあるが、それは下地掌握<sup>(45)</sup>などを経て、領主が在地社会に浸透していたことが前提となつたのである。

そして、在地下における東寺の影響力を廃して「新見領」が形成されていくにも関わらず、国人領主請システム下で年貢が納められ続けた最大の理由は、やはり新見氏の性格に帰結すると思われる。荘

園制を否定した他の戦国大名や国人領主の事例と比べ、新見氏独自の「領」の形成は、他と比べて緩やかなものであつた。その理由は、新見氏が荘園領主を含めた中央との関係や、在地下から得られる権益の有益さを知っていたためであつた。戦国期における新見氏の在京活動においても、東寺との関係維持で得られる利益も少なくならなかった。東寺から幕府へ働きかけがあつたことや、御蔵職を保持する在京新見氏についても、東寺と関係を持っていたことがうかがえる。新見庄における国人領主請の形成は、中央を意識した新見氏の特性無くして創出されるものではなかった。戦国期においても存続する荘園は、在地領主の主體的な利益選択によって、その存続が規定されていたのである。

#### 註

- (1) 在地領主としての新見氏を論じた成果としては、杉山博『庄園制解体過程の研究』（東京大学出版会、一九五九年）、菅野則子『国人領主制の形成過程―備中国新見庄を中心として』（『史論』第一二集、一九六四年）、上仲林造・浅原公章『新見氏の系歴』（『新見市史』通史編、一九九三年）などがある。

(2) 「中世後期の領主制について」（『日本史研究』第六八号、一九六三年）。

(3) 「室町幕府・守護・国人体制と「二揆」（『歴史学研究』第五八六号、一九八八年）。

(4) 西島太郎『戦国期室町幕府と在地領主』（八木書店、二〇〇六年）。

(5) 「中世後期における「荘家」と地域権力」（『日本史研究』第三六八号、一九九三年）。

(6) 「中間地域における戦国期荘園の展開とその意味―東寺領備中国新見庄代官新見国経期を事例に―」（『岡山朝日研究紀要』第三十号、二〇〇九年）、「中間地域における戦国期荘園制の展開（続）―東寺領備中国新見庄代官新見国経期と三村家親・元親期について―」（『岡山朝日研究紀要』第三十一号、二〇一〇年）、「備中国新見庄における代官新見国経期の公用京進と商人の活動」（『東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』所収、思文閣出版、二〇一一年）。

(7) 新見氏の年貢京進を通じた商人や流通との関わりについては、前掲註(6)の二〇一一年辰田論文等を参照。

(8) 産鉄地であった新見庄の特性をもとに、新見氏は鋳物師を統括する御蔵職という権益を獲得していた。これは、在京活動を通じて蔵人所へ入り込んだ一族の活動によるものであったが、在地の新見国経も同時期に「蔵人佐」を官途とし、御蔵職を獲得した一族とも音信があった。詳細は別稿にて論じることとする。

(9) 「竹田家文書」九号。「竹田家文書」は『岡山県史』第十九巻・編年史料（岡山県史編纂委員会、一九八八年。以下、『県史 編年』）所収のものを使った。数字は『県史 編年』で付されている文書番号。なお、「竹田家文書」の『岡山県史』への収録経過については、田中修實「報告」備中国新見庄史料『竹田家文書』採訪余話」（『吉備地方文化研究』

第二二号、二〇一一年）参照。また、「竹田家文書」の表記のない『県史 編年』の番号は、編年史料に付されている文書番号を指す。

(10) 「造東大寺次官某奉下文案（貞応3・10・27）」（『東寺百合文書』（以下、「百合」）ウー121、「県史 家わけ」一六八号）。なお、「百合」については上記のように「ウー121」の場合、ウ函の121番を指している。また、『県史 家わけ』の数字は、『岡山県史』第二十巻・家わけ史料（岡山県史編纂委員会、一九八五）所収の「東寺百合文書」に付されている文書番号を指す。

(11) 「造東大寺次官某奉下文案（嘉祿3・8・28）」（『百合』ウー1214、『県史 家わけ』一七1号）。

(12) 下地中分を受けて、文永十年に新見庄内西方の検注が行なわれたことを示す史料がいくつかある。「備中国新見庄西方作畠注進状写」（『教王護国寺文書一、『県史 編年』一一四八号）、「新見庄西方麦畠検注取帳（文永10）」（『百合』ム16、『県史 家わけ』一六二号）、「新見庄西方麦検畠取帳案（文永11・5）」（『百合』ク17、『県史 家わけ』一九九号）など。

(13) 「後醍醐天皇編旨」（『百合』ヒ137、『県史 家わけ』六三七号）。

(14) 後醍醐天皇は正中三年（一三二六）に最勝光院領執務職とその寺領を東寺へ寄進しており、新見庄本家職はこの中に含まれていた。なお、領家職は代々太政官左大史をつとめた小槻氏が伝領していたが、一族内の所領を巡る内紛と、本家職を獲得した東寺からの働きかけにより、南北朝期における領家職の所在は複雑な様相を見せる。以後、小槻氏と東寺

の間で数度の訴訟が繰り返されたが、明徳元年（一三九〇）には完全に領家職を東寺が領掌するに至る（竹本豊重「新見荘」、講座日本荘園史 9 中国地方の荘園、吉川弘文館、一九九九年）。

(15) 「百合」ク一三二、『県史 家わけ』二二二号。

(16) 「百合」ク一三三、『県史 家わけ』二二二号。

(17) いわゆる船上山合戦のことであるが、新見氏の参戦については『太平記』に拠る。

(18) 「田代市若丸軍忠状」（『大日本史料』六一二所収、「田代文書」、『県史 編年』一三五八号）によると、建武三年正月十三日に起こった「大津

西浦」の合戦（三井寺の戦い）において、激戦中に配下の「高岡彦三郎

宗房・中間弥三郎男」が討ち死にしたと伝え、その模様を「備中国住人

新見山戸木十郎・久下弥五郎以下輩」が目撃しているという。山戸木十

郎は「備中国新見庄東方地頭方山里畠実検取帳」（「百合」ク一四、『県

史 家わけ』二〇五号）にその名が見え、荘内の大上名のうち、一反の

地を押領している。おそらく山戸木や久下は新見氏麾下の武士で、一連

の軍事行動に従軍していたのだろう。なお、田代市若丸は細川定禅の軍

勢に属し、大津での合戦の後、同日中に京都へ転戦して三条河原で軍功

を挙げたという。このような軍事行動に新見氏も尊氏方として従ってい

たと思われ、これらの軍功の結果、「左近大夫将監源某奉書（建武3・

2・27）」（『竹田家文書』一号）によって新見氏へ地頭職が還補されて

いる。

(19) 「光厳上皇院宣案」（「百合」ゐ一二七・五、八、『県史 家わけ』

八〇二・八〇三号）、「室町幕府引付頭人奉書」（「百合」せ一武家御教書 并達一三七、『県史 家わけ』一一八二号）、「足利義詮御判御教書」（「百

合」せ一足利將軍家下文一二、『県史 家わけ』一一九一号）。いずれも

新見氏の「濫妨」をやめさせるよう指示している。

(20) 「氏名未詳軍勢催促状写」（『竹田家文書』三三三号）。発給者の氏名は無い

が、貞和四年（一三四八）のもので、北朝年号が使われている。

(21) 「室町幕府引付頭人<sup>斯波</sup>義高奉書（貞治3・9・14）」、「同斯波義高奉書（貞

治4・11・18）」、「<sup>山名師義</sup>同時氏奉書（貞治5・9・24）」、「備中国守護<sup>渡川</sup>義行遵行状」（そ

れぞれ「百合」せ一武家御教書并達一四〇、四一、四二、四三、『県史 家

わけ』一一八三・一一八四・一一八五・一一八六号）。

(22) 「東寺申状案」（「百合」さ一二七、『県史 家わけ』一〇八一号）。

在地からの情報によれば、多治部氏は「募事於<sup>山名師義</sup>御家門權威、非分押領

を続けているという。

(23) 多治部氏のほか、同じ近隣国人である檜崎氏が永徳元年（一三八二）

より東寺から荘官（公文職）として登用されている。しかし檜崎氏は度々

年貢未進をくり返し、すぐに罷免されている（明徳元年・同二年「最勝

光院評定引付（以下、「引付）」（「百合」る一三三・一四、『県史 家わけ』

六九二・六九三・六九五号）。なお、多治部氏も後に領家代官として起用されてい

る（文明十一年「引付」七月二十五日条、「百合」け一三三、『県史 家

わけ』八三四号）。

(24) 「百合」さ一七二、『県史 家わけ』一〇二二号。

(25) 明徳二年「引付」（「百合」る一四、『県史 家わけ』六九二号）。な

お、五月五日の記述には「新見入道」が備中へ下向したとある。

(26) 「百合」るー一六、『県史 家わけ』六九五号。

(27) 例えば、応永八年には「岩生宣深」という人物が所務代官になっているが「百合」さー七九・八二、『県史 家わけ』一〇三三・一〇二六号、間もなく頓挫した。

(28) 「室町幕府管領岡山奉書案」〔「百合」コー一三、『県史 家わけ』二九六号〕。

(29) 「足利義教御内書案」〔「竹田家文書」四号〕。

(30) 「新熊野文書」〔県史 編年 二〇〇四号〕。

(31) 新見国経は東寺へ代官職を請け負う請文を提出した〔「百合」サー二二一、『県史 家わけ』四六七号〕。それを受けて、天源院周琳が取り

次いで〔天源院周琳首座請文(明応10・2・27)〕、「百合」サー二二二、『県史 家わけ』四六八号)、一乗房有岡が請人となり〔立本寺一乗房

有岡新見庄代官職請人請文(文亀元・3・6)〕、「百合」サー二二三、『県史 家わけ』四六九号)、幕府からも守護代に宛てて新見国経が代官になる旨の奉書が出されるに至った〔室町幕府奉行人連署奉書(文亀元・

5・3)〕、「竹田家文書」九号)。

(32) 新見庄における三職とは、公文職、田所職、惣追捕使の三荘官をまとめて三職と呼称しているもので、寛正年間(一四六〇〜一四六六)以降は在地の名主とされる宮田(公文職)、金子(田所職)、福本(惣追捕使)の三氏が相伝してきた。彼らは土一揆や年貢減免闘争などをこれまで主導し、在地側の要求や動静を度々東寺へ伝えていた。

(33) 「百合」ニー二二九、『県史 家わけ』一九九号。

(34) 「百合」ゆー六五、『県史 家わけ』一一三八号。

(35) 「百合」ニー三三三、『県史 家わけ』三二一。

(36) 「谷内新兵衛等連署下地売券」〔「竹田家文書」一五号〕。

(37) 「竹田家文書」一一。

(38) 「石田秀景田地売券」〔「竹田家文書」二〇号〕。

(39) 主なものとして、黒川直則「武家代官排斥の闘争―備中国新見庄―」(稲垣泰彦編『莊園の世界』東京大学出版会、一九七三年)、佐藤和彦「中世備中の農民闘争―東寺領新見庄を中心に―」(『続莊園制と武家社会』吉川弘文館、一九七八年)、三好基之「応仁の乱と新見庄」(『岡山

県史 中世Ⅱ』一九九一年)、辰田芳雄「祐清殺害事件新論―備中国新見庄における直務代官祐清の所務の内実―」(『日本史研究』第四九二号、二〇〇三)など。

(40) 「百合」ゆー七八、『県史 家わけ』一一五〇号。

(41) 「新見国経書状写」〔東寺古文零聚 二二、酒井家文庫 伴信友文庫史料 三三〕。

(42) 「新見国経書状」〔「百合」ゆー七九、『県史 家わけ』一一五一号〕。

(43) 「新見国経書状」〔「百合」ヤー二二五、『県史 家わけ』二四七号〕。

(44) 「竹田家文書」二六号。

(45) 朝尾直弘『將軍権力の創出』(岩波書店、一九九四年)。

(吉永隆記)

【付記】

本共著論文は、二〇一〇年十一月二十七日（土）、就実大学・就実短期大学図書館六〇二会議室において開催された「岡山中世史研究会第四五回例会」で、吉永隆記が行った報告「備中国新見氏と御蔵職」（別稿予定）と併せて考察されるべきテーマ「備中国新見氏の在地支配動向」を吉永が文章化し、これとは別途構想していた田中の「多治部師景像の再構築」を、「備中国新見庄」と「国人」をキーワードにリンクさせたものである。したがって、当初から共通テーマのもとに討議を経て成稿したものではない。とはいえ、第一章（田中）・第二章（吉永）のアプローチの仕方は異なるとはいえず、「国人」像を再考するという点において共著の意味を見いだせるのではなからうか（田中記）。